

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－総理府、
運輸省、海上保安庁他－(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43391

自治局調查報告書

1/11
米北

米北
北米一課長

自治省調査団の報告書

4. 8. 6
米北

1. 了日付朝日新聞に自治省調査団の報告書が入手した。高覧に供す。
2. なお、本報告書に於いて、朝日新聞の2...の如き、(1) 資料要求の対等化、(2) 外交レベルの問題を含む復常作業の一切の公表、(3) 琉球は県民の要求に對等及び準備委を通じ日米両政府に発表すべし等、是は具體的に記載す。2...の「県民は在り復常作業」の表現は記載す。2... (沖縄の42記事の「正確」の如き)。
3. 追って、本報告書は、革新系団体特有

9 考元方に濃厚に打出(2...の箇所)
(例として、第一章の復常作業の基

調)も又の如き、全般的に現狀分析の着眼位置...の如き思ふ。

特に、日琉各般の比較又の如き予想
の如き機用...至委員会等を示す

各種付表は、一応参考にして是の如き
と恩料す。

沖縄祖国復帰作業の問題点と対策

総点検の手引として

1970年6月

全日本自治団体労働組合

目次

まえがき	5
第一章 沖縄祖国復帰作業の基本課題	6
(一) 沖縄祖国復帰作業をめぐる状況と問題点	6
(二) 復帰作業の基調	8
(三) 沖縄の市町村制と県づくりをめぐる問題	10
第二章 琉球政府廃止後の行政、司法、選挙制度について	10
(一) 行政、司法、選挙制度の組織づくりの問題	10
(二) 許認可権の中央集権化問題	28
(三) 琉球政府職員の定数問題	33

第三章 新しい市町村づくりの問題

43

(一) 市町村合併問題

43

(二) 市町村法制について

47

(三) 市町村財政について

49

税源配分(53) 市町村税制(53) 交付税制(61) 補助金制度(63)

第四章 公務員制度について

75

(一) 公務員法制

75

人事委員会(75) 労働基準法との関連(75) 任用(76) 労働条件(76)

分限服務(78) 権利救済(78)

(二) 地方公務員の特別資格問題

79

(三) 共済組合問題

87

(四) 市町村職員の定数と身分問題

88

第五章 社会保障制度づくりの問題

89

(一) 社会福祉事業法

92

(二) 生活保護法

93

(三) 児童福祉法

94

(四) 清掃法

99

(五) 水道法

99

(六) 医療法

100

(七) 保健所法

106

第六章 警察、教育制度づくりの問題

107

(一) 警察法

107

(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法

110

第七章 労働法、食糧管理法などの実施をめぐって	115
(一) 労働関係法	115
(二) 食糧管理法	120
(三) 道路交通法	121
(四) 貨幣法、日本銀行法	121
補章 琉球政府の税財政問題	122
1. 市町村の行政水準、特に公共施設整備水準の概況（琉球政府地方課一九六九年現在）	137
2. 「一体化三カ年計画大綱に対する意見」（日本政府沖縄事務所・四四年八月）	145
A 付属資料 V	

ま え が き

本報告書は、去る六月初旬の現地調査をもとにまとめたものである。行財政中心となりすぎているが、この中で、本土と沖縄の制度上の差異を明らかにし、日本国憲法を沖縄にどう実現してゆくか沖縄県民の人権をどう守ってゆくかに力点をおいている。

沖縄問題の重要課題である、地位協定、賠償、ドルから円への切換、経済復興問題があるが、若干のコメントはか次回の報告にゆずることとした。

沖縄問題は、言うまでもなく、祖国復帰の闘いを支援したり援助というよりも、本土の私達が沖縄の人々の闘いに学ぶことであり、本土で空洞化されつつある憲法体制を沖縄問題を原点としてもう一度闘いを再組織しようとするものである。

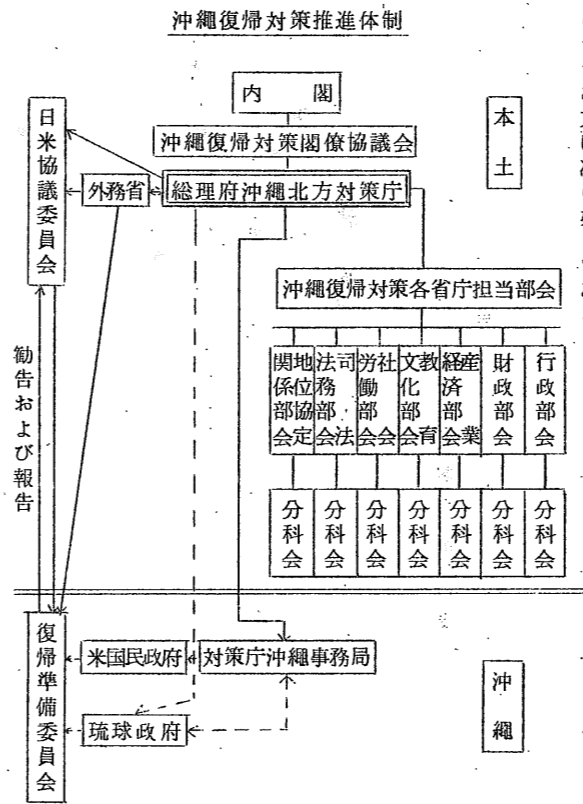
私達は、この報告を素材にして自治労内部での討論、政府各省庁、国会、各政党、各民主団体に対して、個別、具体的な要請をする予定である。

一九七〇年七月

自治労沖縄対策特別委員会

第一章 沖繩祖国復帰作業の基本課題

(一) 沖繩祖国復帰作業をめぐる状況と問題点
 琉球政府と日本国政府の間のとりきめで、復帰に伴う問題処理の仕組みをみると別表のとおりであるがそのすすめ方は次の如くである。



- ① まず、琉球政府各部署は本土と沖繩における行政、司法、選挙などの差異を具体化し、その処理の方の要望を次によつてまとめる。
 1. 直ちに本土制度（運用）に統一する。
 2. 暫定措置を設定する。
 3. 特別措置を設ける。

② 沖繩北方対策庁（総理府）の沖繩事務局は、琉球政府より①の要望をうけて約一カ年に亘つて、政府各省庁ごとに検討に入る。沖繩事務局長の証言によれば、本年一月に提出してもらうことになっていたが、六月末を厳守している。琉球政府より出される要望事項のうち、約二〇%が争点となつて、暫定措置ないし特別措置になるのではない。それは全体の要望からみて非常に少ない筈だと言う。

③ 日本政府は、本土政府の措置方針を決して一方的に沖繩の人々におしつけないという。要望に応じて処理するというわけ。

④ この仕組みは文句があるなら琉球政府の要望に責任があるという型で、私達の政府に対する要望をへねつける方法となる。

この仕組みを担保づけるため、政府各省庁の各局課は、琉球政府の各局庁の課単位に調査、助言、研修など各種の名目をつけて、本土の官僚思想の注入をはかつて、日本政府の各省庁が受入れ易い要望づくりをしているわけで、これは県民不在の復帰作業と言えり。つまり、主席はうかされているとも言える。二、このため、県民不在の要望が各所にみられる。例えば、「衆議院地方行政委員会委員に対する要請書」

(四十五年五月二十六日)をみると、職安についての要望で広域職業紹介体制の整備などは沖縄を過疎化する問題とも関連し問題があるなどを要望している。

これらは、各局がまとめたものを企画局、主席の調整なしに提出したものと、企画部長は証言している。これは、各局のセクシヨナリズムがかなりひどいことをも意味している。

琉球政府の高官に言わせれば、琉球政府としての「要望」はやっと、これからまとめる段階という。それは、昨年十一月、日米共同声明直後から、本土の政府各省庁が対策をととのえてフオームをすできめて各種の報告を要求してきた。同じ内容のものに、二度、三度も資料づくりをさせられ、その都度、フオームが送ってきたという。こうしたことで、琉球政府の各局がふり回され、自主的な作業に中々どりくめなかつたと言う。

三 琉球政府自身(企画局)が秘密主義で、局から出た方針、要望はなかなか私達に明らかにしてくれない。以上総括すると、沖縄では復帰作業に関する限り、行政が政治をリードするという、きわめてキケンな兆候にあるといえる。従って政治闘争とともに、今後は行政闘争に力点をおかれなければとりかえしのつかないことが予想される。

(二) 復帰作業の基調

一 復帰作業の基調は、主権在民、人権擁護、戦争放棄、地方自治などを打出した「日本国憲法」を沖縄に実現させることである。その原則として考えられるものを示すと次の如くであろうか。

① 沖縄に日本国憲法を実現するため、沖縄県民の要求にもとづいた新しい県、市町村づくりを行なう。

② 本土の法律、行政制度は、沖縄県民の意思に反して差別分割されていた間の法律、行政制度でこれを沖縄県民におしつける正当性はない。

③ 県民はつみあげてきた現状の既得権を守る権利を有する。本土の法律、行政制度は、これを少なくとも特別措置として保障しなければならない。

④ 沖縄の政府、自治体当局は本土の法律、制度をそのまま県民におしつける権限はない。

⑤ 県民の要求にもとづいて、本土制度を改めなければならない。このため、本土と沖縄の差を明らかにして沖縄県民の権利を守る闘いを組織することである。

三 戦後二十五年間の差別、損害補償については、国家賠償法による補償ないし東南アジアへの賠償なみの建前をすべきであろう。また、格差是正についても戦後、日本政府が二十五年間、北海道開発と同じように、そこに投資した分ぐらいのものを一挙に沖縄に投資してもよい筈であろう。

四 沖縄復興には、全国総合開発計画の一環として九州ブロックに編入すべきでなく「沖縄ブロック」とし歴史的にみても中国本土との貿易を基調としなければならない。

五 祖国復帰に伴って生じてくる、沖縄県民の既得権問題は守り貫く闘いがなければダメだし、それは本土の労働階級の任務でもある。そのことはまた沖縄問題を通してもう一度、本土に憲法完全実施の闘いを組むこともある。祖国に復帰したために、多くの損害があるといわれるが、それは闘わないときに生ずるものである。

(三) 沖縄の市町村制と県づくりをめぐる問題

市町村自治法が廃止されて、地方自治法に移行しているが、日本政府は市町村制の問題については、(1)国民健康保険制度、(2)市町村合併促進(合併がむずかしいとなれば広域市町村圏)の二点としているようである。(岸局長の証言)

しかし、沖縄に本土の市町村制を機械的に実施すると次の問題が出てくる。

1. 税制 2. 交付税 3. 補助金制度(沖縄のがよい) 4. 公務員制度 5. 国保 6. 公共施設基準と水準
また、琉球政府の廃止後における新しい沖縄県の行政組織づくりも、沖縄の特殊な条件に基づいても大幅に国の機関を県にうつし、総合性、現地性、民主性を確保するなど各種の特別措置をする必要がある。

第二章 琉球政府廃止後の行政、司法、政治
制度について

(一) 行政、司法の組織づくり問題

現在、琉球政府に一本化されている行政、司法等は、現行国家行政組織法、地方自治法の建前からするとバラバラにされ、しかも県民に対する責任より、政府や国に対する責任が追求されるという危険がある。

住民の社会的要求は、総合的に、民主的に、霞が関でなく現地で処理されなければならない筈である。しかるに、沖縄県民は各省庁などのバラバラな行政と司法のために多くの不利益がもたらされる可能性がある。沖縄県の再建という直面する課題に対応しえないであろう。

現在すすめられている作業を前提にして予測すると、次のような問題が出てくる。

(1) 国の行政機関

本土の類似県に通常設けられている国の出先機関は多数にのぼり、臨時行政調査会や行政監理委員会での整理が勧告されてきている。

これら、国の行政の出先機関は、自からの行政目的のみを本省の指示で追求するので、沖縄全体の行政のあり方と沖縄県民の立場から規制されてくるものではない。

本土政府における行政改革の先んずける意味で、行政管理庁は勿論、沖縄対策庁においても、府県単位の国の出先機関などは絶対に認めるべきでなく、沖縄県に委譲し、行政の総合性の確保をはかりうるし、はかるべきであろう。必要もない「地方事務官制」や「地方警務官制」の新設はナンセンスであるし、且つ、国の出先機関の内容によっては設けられた結果、深刻な問題も出てくる。例えば、農林省の食糧事務所が設置されれば食糧管理法の適用から、消費者米価が二倍以上にハネ上がる問題などである。このように次に示す出先機関の例示にもとづいて、一つ一つ国の出先機関の性格、県民に及ぼす影響について検討してゆく必要がある。

※ 行政改革の中心課題である自治体への権限委譲について、政府各省庁の官僚たちは、一貫して色々理由をつけて反対してきた。例えば県には受入れられるだけの行政技術、能力がないとか地域ボスに介入されるとか、だが沖縄についてその反証は上つていない。つまり、沖縄返還を通じて本土の特権官僚の自分の権限と予算しか関心がない本質がうきばりにされてくる。

(2) 各種行政委員会、審議会等

本土の地方自治法別表(5)(7)で、知事と県が設けなければならない行政機関、付属機関がある。
現在の琉球政府には、本土政府並みの各種の行政委員会(例・中央労働委員会)や審議会(例・労働基準審議会)がある。これらのうち、出来る限りのものは沖縄に移す必要があるもので、個々の委員会、審議会ごとに検討しなければならない。

(表1) 知事、県に設けられる機関調べ(本土の地方自治法によるもの)

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1. 福祉に関する事務所 | 12 地方精神衛生審議会 |
| 2. 児童相談所 | 13 精神衛生診査協議会 |
| 3. 病害虫防除所 | 14 結核診査協議会 |
| 4. 家畜保健衛生所 | 15 都道府県環境衛生適正化審議会 |
| 5. 蕨検定所 | 16 医療機関整備審議会 |
| 6. 検定所 | 17 公的医療機関運営審議会 |
| 7. 危険物取扱主任者試験委員 | 18 あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会 |
| 8. 都道府県防災会議 | 19 あん摩、マツサージ、指圧師、はり師、きゆう師、及び柔道整復師試験委員 |
| 9. 温泉審議会 | |
| 10 保健所運営協議会 | |
| 11 都道府県優生保護審議会 | |

- | | |
|------------------|------------------|
| 20 歯科技工士試験審議会 | 34 都道府県地代家賃審査会 |
| 21 准看護婦試験委員 | 35 都道府県建設工事紛争審査会 |
| 22 麻薬中毒審査会 | 36 都道府県水防協議会 |
| 23 民生委員審査会 | 37 都道府県建築審査会 |
| 24 地方社会福祉審議会 | 38 都道府県建築士審査会 |
| 25 児童福祉審議会 | 39 都市計画地方審議会 |
| 26 保母試験委員 | 40 開発審査会 |
| 27 地方社会保険医療協議会 | 41 私立学校審議会 |
| 28 国民健康保険審査会 | 42 新産業都市建設協議会 |
| 29 都道府県農業共済保険審査会 | 43 漁港管理会 |
| 30 都道府県開拓審議会 | 44 土地区画整理審議会 |
| 31 都道府県森林審議会 | 45 教科用図書選定審議会 |
| 32 都道府県鳥獣審議会 | 46 地方産業教育審議会 |
| 33 電気工事士試験委員 | 47 スポーツ振興審議会 |
| | 48 都市計画地方審議会 |

	33	32	31	30	29	28	27	26		25	24	23	22	21
	沿岸漁業構造改善協議会	漁港審議会	森林審議会	植物防疫審議会	肥料検査委員会	農漁業協同組合整備審議会	農林漁業金融審議会	肥料審議会	(農 林 局)	検察官適格審査会	少年院対策審議会	禿春対策審議会	測量審議会	測量士及び測量士補試験委員
	7 1	7 1	8	4	2	10 1	15	11		1	2 1	8	8	8
	2	2	4	2	1	2	2	2		8	9	6	6	6
	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
	気象審議会	自動車損害賠償責任保険審議会	証券取引審議会	公認会計士審議会	金融機関資金審議会	大衆金融審議会	金融審議会	運輸審議会	交通基本問題調査会	電気事業主任技術者資格検定審議会	電気委員会	観光開発審議会	輸出検査審議会	輸出振興会議
	7 5 1	6 1	6 1	6 1	13 1	7 1	9 1		9 1	5	5 1	15	8	2 1
	1 1	5	3	5	5	6	3		30	3	12	4	4	8

10	9	8	7		6	5	4	3	2	1				
人材開発調査会	国民所得調査会	物価問題協議会	統計審議会	(企 画 局)	青少年保護育成審議会	青少年問題協議会	高等裁判所裁判官任命諮問委員会	特別職の職員の給与審議会	琉球政府公務員災害補償審査会	市町村合併促進審議会	(総 務 局)	審議会等名	人員	回数
9 1	5 1	15 1	6 1		10 1	9	2 1	6 1	6	8 1				
6	10	12	6		18	6	2	5	6	4				
20	19		18	17	16		15	14	13	12	11			
非琉球人土地取得審議会	法制審議会	(法 務 局)	税理士試験委員	税関貨物取扱人試験委員	税制審議会	(主 税 局)	経済開発審議会	資金運用部審議会	総合開発審議会	離島振興対策審議会	重要産業育成審議会	審議会等名	人員	回数
3 1	10		1	8	13 1		30 1		15	9 1	13 1			
10	10		6	4	20		36		4	8	10			

(表1の2) 琉球政府における付属機関と審議会の一覧表

(一九七〇年六月 琉球政府)

87	86	85	84		83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
労働基準監督官資格試験委員	賃金審議会	労働基準審議会	職業安定審議会	(労働局)	公務員等共済組合審議会	児童問題対策部会	保育対策部会	母子福祉対策部会	精神薄弱者福祉対策部会	母子保健対策部会	社会保険診療報酬支払基金設立委員	民生委員	民生委員審議会	母子保健審議会
4	6	11	6		5	5	5	5	5	5	7	7	9	4
14	80	20	6		4	6	6	4	4	4	10	1	4	12

101	100	99	98	97	96	95	94		93	92	91	90	89	88
琉球大学国立大学化問題等審議会	琉球学校給食会	文化センター設置準備審議会	新生活運動推進協議会	沖縄県史編集審議会	文教審議会	公立学校職員共済組合審議会	公立学校職員共済組合運営審議会	(文教局)	中小企業退職金共済審議会	婦人少年問題審議会	職業訓練審議会	身体障害者の雇用促進審議会	じん肺審議会	労働者災害補償審査会
8		7	30	12	19	8	8		3	7	7	5	8	2
12		10	4	7	20	6	6		10	5	5	6	6	10

60	59	58	57	56	55		54	53	52	51	50	49	48	
建築士審議会	住宅対策審議会	都市計画審議会	建築業審議会	道路審議会	土地収用審議会	(建設局)	検定委員会	外資審議会	中小企業基本問題調査会	中小企業近代化審議会	船員職業安定審議会	ガス保安審議会	電波監理審議会	審議会等名
8	10	60	12	8	5		4	7	14		8	4	3	人員
5	5	19	4	4	12		30	36	2		2	5	16	回数
73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61		
栄養審議会委員	中央児童福祉審議会	クリーニング試験委員会	災害救助対策協議会	診療報酬請求審査委員会	社会福祉主事及び保母試験委員	社会福祉審議会	保健所運営協議会	理容師試験委員会	美容師試験委員会	性病予防審議会	結核予防審議会	精神衛生審議会	(厚生局)	審議会等名
8	14	4	12	12	1		7	10	10		6	5		人員
1	6	2	9	18	20		6	88	88		1	3		回数

139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125
獣医師免許審議会	飼料審議会	土地諮問委員会	郵政審議会	公衆衛生看護婦助産婦看護婦審議会	精神科診療費請求審査会	労働者災害補償保険審議会	公務員退職年金審議会	琉球政府公務員共済組合運営審議会	社会保険診療報酬支払基金設立委員会	一九七一年度医療皆保険団体連合会	社会保障制度審議会	薬事審議会	献血推進協議会	あんま、はり、きゆう試験委員会
3	8	3	21	19	2	8	5	9	7	5	11	8	21	2
2	2	6	24	10	12	5	4	12	10	12	10	10	3	4

153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140
更正保護委員会	移住地開発審議会	米穀審議会	稲作振興審議会	豚価安定審議会	パインアップル産業審議会	糖業審議会	首都建設委員会	中央選挙管理委員会	(特別職委員)	肉用牛振興審議会	畜産コンサルタント事業促進協議会	鳥獣審議会	装蹄師試験委員
4	7	14	14	10	19	20	5	4		9	8	7	8
52	7	6	4	2	4	18	10	20		4	2	14	3

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	
船員職業安定審議会	学校安全会	学校給食会	簡易裁判所判事選考委員会(その他)	第二青年の家運営協議会	博物館運営協議会	教育研修センター運営委員会	生徒指導対策審議会	産業教育審議会	私立学校審議会	宗教法人審議会	学校安全会	審議会等名
8	9	15	2	4	12	2	5	1	5	1	7	1
5	11	2	2	2	2	4	4	10	4	4	17	8

124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	
歯科医師試験審議会	医師試験研修審議会試験部会	医道審議会	看護婦審議会	医療審議会	性病予防審議会	調理師臨時試験委員会	ばい煙問題審議会	理美容師	民生委員推薦会	診療報酬請求審査委員会	審議会等名
4	8	4	8	8	17	5	5	5	6	4	2
4	5	4	3	10	2	5	5	5	3	3	8

165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	審議会等名	人員	回答
文化財保護委員会	船員労働委員会	公共企業体等労働委員会	中央労働委員会	社会保険審査委員会	医療保険審議会	建築審査会	収用審査会	中小企業近代化審議会	運輸審議会	政府立公園審議会	土地賃借評価委員会		2	36
				2		3	5	16	8	8	-			
				1		1		1	1	8	-			
				50		8	12	4	34	5	-			

(3) 選挙制度

現在沖縄には、本土法「公職選挙法」に対応するものとして、次の立法がある。

1. 立法院議員選挙法
2. 行政主席選挙法
3. 市町村議会および市町村長選挙法
4. 教育委員会法

教育委員は、市町村議会議員及び市町村選挙法により実施される。地方自治法が施行されると、沖縄県議定数は四十五人となる。現在の立法院三十二人の小選挙区制との調整はどうなるのかが大きな政治課題である。

立法院議員と行政主席の任期は三年で、一九七一年十一月満了となる。復帰直前に改選することとなるので、地方自治法の四年制任期との関連で問題となる。

なお、立法院での勢力分野では、別表にみるように自由党が過半数を占めている。

(表2) 立法院における各政党の議席数の移り変わり

党名	一九五八年四月	一九六〇年二月	一九六五年二月	一九六八年一月
沖縄自由民主党	一四	二二	一八	一八
沖縄社会大衆党	一〇	五	七	七
日本社会党沖縄県支部連合会	〇	〇	一	二
沖縄人民党	三	一	一	三
無所属	二	一	二	一

(表 3) 立法院議員制度

被選挙権	二十五歳以上
任期	三年
議員定数	三十二人
選挙区	全沖縄を三十二に区分一区ひとりを選出
解散	なし

(4)

司法制度

地方自治法第二十条十項は、下級裁判所が、自治体に属さないことを規定している。これは、憲法第九二条の主旨に反していることは明らかである。

現行の沖縄の司法制度は、二審制で、判事は行政主席の任命によつてゐる。これが、本土復帰によつて、下級判事の選出は県民の手より離れてしまい、県知事の任命が最高裁に引き上げられてしまふ。加えて沖縄の高等裁判所も熊本高裁に吸収されるので、沖縄県民にとって、熊本まで行かねば二審制が意味ない、つまり、事実上の一審制になつてしまふ。

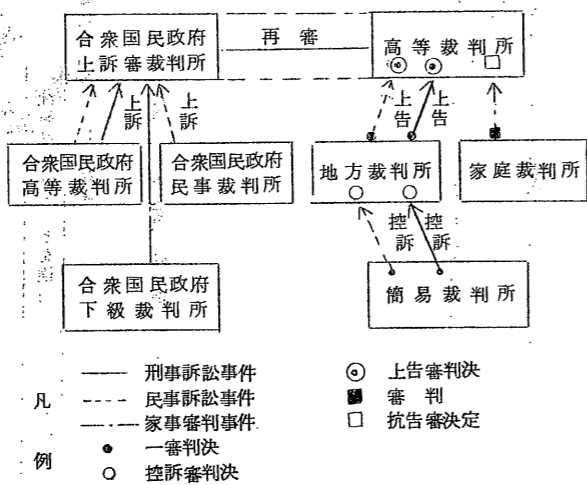
政府や最高裁が進めている地方裁判所や高等裁判所の支部廃止の方向を改めさせて、少なくとも、沖縄に、高裁の支部を設けさせる必要がある。

地域の裁判所は、住民の権利救済の場である以上、地域の実情をよく知り、住民に対して責任を負う判事によつてすすめられる必要がある。少なくとも沖縄県民の司法権を守つて、地方裁判所は県に所属させなければならぬだろう。

本土復帰に伴う問題として、本土の有資格の措置のあり方がある。即ち、沖縄で本土の有資格をもつてゐるものは、

裁判官五三人のうち二人
 検察官三十六人のうち〇人
 弁護士一二人のうち五人
 にすぎない。そこで去る国会で「沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等付与に関する特別措置法」が成立し、三十九年以上、沖縄で法曹の仕事をしてゐたものを一定の選考のうえ、本土の弁護士、判事補、二級検事の資格を与えることとしてゐる。

(図 1) 琉球民裁判所の上訴系統図 (1968年2月現在)



(表4) 沖縄に置かれる国及び関係機関の出先機関

省庁	類似県に通常置かれている機関	上のほか沖縄県に置くことを検討されているもの
総理府	地方行政監察局	沖縄北方対策庁の現地機関
法務省	地方方法務局、同支局、同出張所、刑務所、同支所、同農場、保護観察所、入国管理出張所、少年鑑別所、人權擁護委員協議会、同連合会、地方検察庁、同支部、区検察庁、検察審査会	少年刑務所、入国管理事務所、高等検察庁支部
公安調査庁	地方公安調査局	
外務省	財務部、同出張所、税関支署、同出張所、同監視署	税関、税関研修所支所
大蔵省	税務署	
文部省	国立大学、工業高等専門学校	国立大学(医学部)、水産高等専門学校、商船高等専門学校、商船高等学校、電波高等学校
厚生省	検疫支所、同出張所、病院、療養所(各種)、同附属看護婦養成所、同看護婦養成所	動物検疫所(支所)、植物防疫所(支所)、種畜牧場(支所)、蚕業試験所、家畜衛生試験場支場、農業試験場、畜種研究所、肥料検査所、輸出品検査所(支所)、さとうきび原種農場、農業利水調査事務所、海岸保全事業所、林業試験場支場、草地改良事業所、熱帯農業セ
農林省	統計調査事務所、同出張所、動物検疫所出張所、植物防疫所出張所、食糧事務所、同支所、干拓建設事務所、農業利水事業所、管林署	

省庁	類似県に通常置かれている機関	上のほか沖縄県に置くことを検討されているもの
通産省	海運局支局、同出張所、港湾建設局工事事務所、空港事務所、同出張所、陸運事務所	ンター、材木育種場、水産研究所、海洋開発研究所、栽培漁業研究所、漁業調整事務所、農薬検査所
運輸省	海上保安部、海上保安署、航路標識事務所	通商産業局(通商事務所)、工業品検査所支所、繊維製品検査所支所、工業技術試験所、アルコール事務所、産業工芸試験所出張所
気象庁	海上保安部、海上保安署、航路標識事務所	海員学校、航空局、航空交通管制部、航空無線標識所、航空位置通報所、船舶技術研究所支所、航空大学校
郵政省	地方気象台、気象通報所、測候所、同出張所、航空測候所	管区海上保安本部、航空基地
労働省	郵政監察局支局、郵便局、通信診療所	地方海難審判庁、海難審判理事所
建設省	労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室、同駐在員室、職業安定所	海洋気象台
防衛省	工事事務所、国道工事事務所	郵政監察局、郵政局、電波監理局、地方貯金局、通信病院、中央郵便局
裁判所	防衛施設局支局、同事務所	地方調停委員会支局
専売公社	地方裁判所、同支部、家庭裁判所、同支部、同出張所、簡易裁判所	河川工事事務所、管繕工事事務所
	地方局支局、同出張所、原料工場	防衛施設局、調達実施本部駐在官事務所、同出張所、地方調達不動産事務所
		高等裁判所、同支部
		地方局、工場

省 庁	電 公 社	その他の機関
類似県に通常置かれている機関	電気通信部、電話局、電報局、電報電話局、通信診療所、統制電話中継所、電話中継所、統制無線中継所	<p>森林開発公団出張所</p> <p>道路公団工事事務所、同管理事務所</p> <p>雇用促進事業団総合職業訓練所</p>
上のはか沖繩県に置くことを検討されているもの	電気通信局、同工事事務所、同資材配給局、同工作所、通信病院、搬送通信部、電信施設所、無線通信部、無線送受信所	<p>沖繩開発事業公団、住宅公団支所、同事業所支所</p> <p>水源開発公団事務所</p> <p>石油開発公団事務所</p> <p>船舶整備公団事務所</p> <p>国際空港公団</p> <p>外貿埠頭公団</p> <p>労働福祉事業団労災病院、同療養所</p> <p>年金福祉事業団簡易保険診療所、同保養センター</p> <p>蚕糸事業団事務所</p> <p>支部、支所、簡易宿泊所</p> <p>小規模企業共済事業団事務所</p> <p>海外技術協力事業団国際研修センター</p> <p>東南アジア南北センター</p> <p>畜産振興事業団事務所</p> <p>中小企業振興事業団事務所</p>
国民金融公庫支店	国民金融公庫支店	国民金融公庫支店
中小企業金融公庫支店又は出張所	中小企業金融公庫支店又は出張所	住宅金融公庫支所
農林中央金庫支所	農林中央金庫支所	農林漁業金融公庫支店
商工組合中央金庫支店	商工組合中央金庫支店	公営企業金融公庫支店
日本銀行支店又は事務所	日本銀行支店又は事務所	医療金融公庫支店
社会保険診療報酬支払基金支部	社会保険診療報酬支払基金支部	開発金融公庫
国家公務員共済組合連合会宿泊所	国家公務員共済組合連合会宿泊所	長期信用銀行
		支店
		輸出入銀行事務所
		開発銀行支店、事務所
		(沖繩) 振興信用基金
		漁業協同組合整備基金支部
		直営又は管理病院、保養所
		高圧ガス保安協会検査事務所
		繊維工業構造改善事業協会支部

省 庁	類似県に通常置かれている機関	上のはか沖繩県に置くことを検討されているもの てん業振興会てん業研究所支所 国際観光振興会案内所 電源開発株式会社事務所 中小企業投資育成株式会社 国際電信電話株式会社国際電報局
--------	----------------	--

沖繩に設置される諸機関の所属する管区については、経済、県民の利便その他の観点から十分検討する必要がある。例えば、中央直結、関東管区所属又は独立管区の設定等。

管区機関の例

高等検察庁、国税局、地方医務局、管林局、農政局、通商産業局、海運局、陸運局、航空局、航空交通管制部、管区海上本部、郵政局、電波監理局、地方建設局、防衛施設庁、高等裁判所、電気通信局

(二) 許認可権の中央集権化問題
 現行の沖繩法では、殆どどの許認可権は、沖繩の実情をよく知っている行政主席が握って、他の行政と総合化されている。(別表参照)

これが、本土法が機械的に適用されると、多くは、政府各省庁大臣がすい上げ、窓口がバラバラにされたうえ、霞が関でないと決定されなくなる。

このため、時間的ロスは勿論、沖繩の実情をよく知らない中央官僚の手によって取扱われるという、深刻

な被害が予想される。

沖繩県については歴史的、地理的な事情から沖繩県知事に移じようとする特例措置をとる必要がある。

そこで、例えば、次に示す許認可事務のように、現在行政主席が握っているもので、復帰に伴って、各省庁大臣にすい上げられる各個別事務ごとに、検討を加え、沖繩県知事に移じようする方法を研究する必要がある。(もちろん、本土の県にも波及させる闘いでもある)

(表5)「霞が関」に吸い上げられる沖繩における許可事項一覧(例示)

免許の事項	根拠法令	許認可権者	
		沖繩	本土
煙草販売業に関する免許	煙草消費税法 (たばこ専売法)	行政主席	専売公社
自動車運送事業の経営免許	道路運送法	行政主席	運輸大臣
検量事業に関する免許	港灣運送事業法	行政主席	運輸大臣
銀行営業に関する免許	銀行法	行政主席	主務大臣
外資導入免許	布令第一一號 (外資に関する法律)	行政主席	主務大臣
船舶運航事業に関する免許	海上運送法	行政主席	運輸大臣

〔許可〕 麻薬取扱者に関する免許 麻薬取締法 行政主席 厚生大臣

許可の事項	根拠法令	沖 縄	許認可権者
倉庫業に関する証券発行許可	倉庫業法	行政主席	運輸大臣
倉庫業に関する営業許可	"	"	"
航路標識の設置許可	航路標識法	"	海上保安官庁
計量器修理事業の許可	計量法	"	通産大臣
医薬品製造業に関する許可	薬事法	"	厚生大臣
ガス事業に関する許可	ガス事業法	"	通産大臣
保税上屋等の許可	税関手続法	行政主席	税関長
医薬部外品製造許可	薬事法	"	厚生大臣
化粧品製造に関する許可	薬事法	"	"
鮮魚卸売市場の開設許可	鮮魚卸売市場法 (中央卸売市場法)	"	農林大臣
鮮魚卸売市場卸売人の許可	"	"	"
電気事業経営許可	電気事業法	"	通産大臣

〔認可〕

認可の事項	根拠法令	沖 縄	許認可権者
司法書士に関する認可	司法書士法	行政主席	法務局長又は 地方法務局長
指定漁業に関する起業認可	"	"	主務大臣
自動車運送事業の運送約款認可	道路運送法	"	運輸大臣
自動車運送事業の運賃及び料金認可	"	"	"
旅客定期航路の運賃及び料金認可	海上運送法	"	"
運航計画変更認可	"	"	"
港湾運送事業の運送約款認可	港湾運送事業法	"	"
港湾運送事業の運賃及び料金の認可	"	"	"
ガス供給規程の認可	ガス事業法	"	通産大臣
水道事業の認可	水道法	"	厚生大臣

〔登録〕

登録の事項	根拠法令	沖縄	許認可権者
税理士に関する登録	税理士法	主税局長	日本税理士会
測量業者に関する登録	測量法	行政主席	建設大臣
測量士に関する免許登録	"	"	国土地理院
測量士補に関する免許登録	"	"	"
土地建物取引業に関する登録	土地建物取引業法	"	建設大臣又は 農林大臣
肥料に関する登録	肥料取締法	"	"
農薬に関する登録	農薬取締法	"	"
飼料の製造及び輸入業者に関する登録	飼料の品質改善に関する法律	"	"
観光ホテル登録	観光ホテル整備法	"	主務大臣
旅行あつせん業者の登録	旅行あつせん業法	"	運輸大臣
自動車の登録	道路運送車両法	通産局長	陸運局長
船舶の登録	船舶法	"	海官庁
検量人、検数人、鑑定人等の登録	港湾運送事業法	"	海運局
証券業者の登録	証券取引法	金融検査庁長	大蔵省
建設業に関する登録	建設業法	行政主席	建設大臣
一級建築士免許登録	建築士法	"	建設大臣

(三) 琉球政府職員の設定問題

沖縄官公労は、本土復帰に伴って、約三、〇〇〇人以上の定員過剰が生ずると予測している。琉球政府行政管理課の調査では、国政事務担当の職員六、四九一人のうち、国家公務員として移されるものは、三、三八七人、つまり、三、一〇四人が過剰となる。(この過剰定員分は企画調整などの事務で本土政府が代行するといふ。)

また新しく設置される沖縄県についてみると、現在県政事務を担当する職員は、一〇、二七九人となっている。

ここでも、類似県と対比してみると、約三、〇〇〇人以上の過剰ともみられる。あわせて、本土並みが機械的に適用されれば、六、〇〇〇人以上の整理が予測しうるわけである。

また、本土の地方自治法によると、人口百万人未満の県では、総務部、厚生労働部、経済部、土木部の四部を設けるとされ、ポストの減少などで大量な降格問題が生じてくる。

尚、沖縄法では、生活保護法などの適用を行なう福祉事務所は、全部政府管轄となっているので、復帰に際して、都市については、福祉事務所が移される。また、消防救急事務、保健所事務についても、都市に移しようされるとすれば、その分の定員が変化することになる。

(表6) 県職員定数の比較

区分	沖縄県	宮崎県	長崎県
一般職員	8,388 <small>人</small>	5,511 <small>人</small>	3,811 <small>人</small>
警察職員	1,893	1,731	1,448
企業職員	-	358	7
計	10,279	7,602	5,266
教育職員	10,846	11,147	9,148
人口	98 <small>万</small>	100 <small>万</small>	90 <small>万</small>

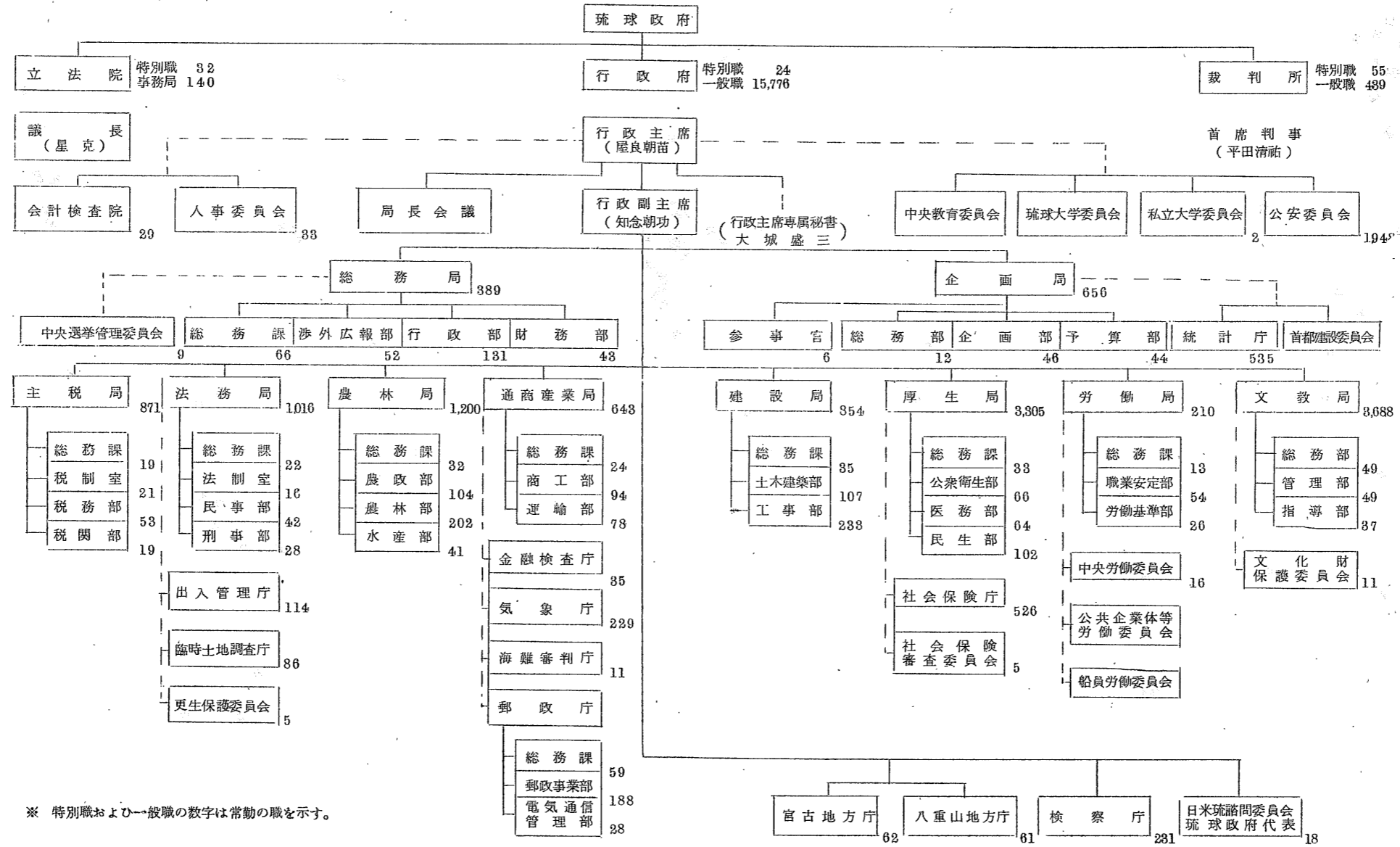
(注：44年度現在)

なお、教育区の事務のうち、教員の任命、給与支払い、定数などの行政事務については、沖縄県に、その他は市町村に移されることとなる。

従って、定員問題は、沖縄県の行政組織をいかにするとかに深くかかわりあいをもっている。通常、本土の府県と同じような、国の出先機関を設けるかどうか、大幅に沖縄県に権限移譲、委任を行なうか、沖縄復興に伴う事務、事業についての権限を沖縄県にもたせるかが、カギとなるわけである。

二十五年間、沖縄県民のために働いてきた公務員労働者を実質的に首切るような処置をさせてはならない。

(図 2)



※ 特別職および一般職の数字は常勤の職を示す。

琉球政府の行政管理課がまとめた問題点は次の如くである。

琉球政府における行政組織定員の問題点（琉球政府行政管理課）

1. 組織管理の課題

去る佐藤・ニクソン会談に基づく日米共同声明により、一九七二年に沖縄の復帰が行なわれるとの日米の合意がなされ、三年後の復帰が現実となったいま県政機構への移行のための具体的な組織管理方針の樹立が要求される。復帰時点においては、当然に本土自治法の適用をうけ、県機能が判然となり、国県混在の現組織は整序されるので、復帰時における県機構を想定し漸次それに近づける措置が必要となる。

2. 行政組織の現状

琉球政府における行政組織の現状は、国家同様の機能と府県並みの機能を有した変則的な形態であり、本土府県と異なった組織体制となり、その規模も膨大となっている。

政府・県政の両機能の混在は、組織末端にまで及んでいるが、両者を分析するとおよそ国政4、県政6の比率となっている。

3. 県政機構との相違

琉球政府の行政機構は、国家並みの組織体系を採っているため県機構との相違点が多いが、概ね次の点が挙げられる。

(1) 県機構が部長―課長の二階層であるのに対し、琉球政府のそれは、特別職の局長―部長―課長の三階層となっている。

(2) 府県が大課主義を前提とし、補佐制を採用しているのに対し、こちらは機能別に細分化した小課主義を採っているため、機構膨大化の現象を呈している。

(3) 出納長制を採用していない。

(4) 職階制を採用しているため、職員を適宜活用できるシステムになく、必然的に組織規模の膨大化の原因となっている。

その他外局制度を採用している点など琉球政府の組織法は、国家行政組織法並みの性格を有するなど、県機構との相違点がある。

4. 組織管理のあり方

琉球政府の現機能を復帰時において、県政機能へ移行するに際しては多少の混乱が予想されるが、その混乱を最小限に止めるには、復帰時の県機構を想定し、七二年までの年次計画に基づき、県並機構を遂次導入する必要がある。

その際、現に有する国政機能の部分については、対応する本土各省の考え方を採用したものに手直しを行なう。いずれの場合にも機構膨大化を抑制する基本態度を堅持する。

5. 沖縄県庁機構の想定

七二年の復帰に際しては、地方自治法の適用を受けるので、自治法第一五八条（都道府県の組織）を受けて沖縄県庁機構の青写真を策定する必要がある。七二年の県政移行時の人口規模を百万前後と想定し、更に沖縄の地理的条件及び歴史的特殊事情を勘案したものとす配慮が必要であるが、知事事務局の規

6. 定員の現状

概は六部五〇課程度とすることが適切と思われる。

琉球政府の現在の総定員は一七、五七六人（行政府一七、〇一六人、立法院一三七人、裁判所四二三人）で、国県政・市町村業務の占める比率は、

(1) 行政府一七、〇一六人に対し国政三八％（六、四九一人）、県政六〇・五％（一〇、二七九人）、市町村一・五％（二四六人）

(2) 立法院 一三七人に対し、国政七八・一％（一〇七人）、県政二一・九％（三〇人）

(3) 裁判所 四二三人に対し、国政一〇〇％（四二三人）
となっている。

7. 定員の問題点

(1) 国政事務に携さわる七、〇二一人（行政府六、四九一、立法院一〇七、裁判所四二三）が国家機能に従事する職員であるが、そのうち

ア 行政府の六、四九一人中本土各省庁事務（企画部門的業務）に携さわる定員二、四〇〇余人の措置

イ 立法院一三七人の定員中国政相当事務職員一〇七人の措置

(2) 沖縄県における国家出先機関を想定する場合の定員の配分措置

ア 行政府における国家機関と想定される機関に従事する四、〇九〇余の定員措置

イ 裁判所に従事する四二三の定員措置

- (3) 沖縄県庁を想定する場合における県政事務に従事する一〇、三〇九の定員措置
- (4) 復帰を目前にひかえ今後予想される行政需要の増加に対応する定員
- (5) 琉球政府の総定員一七、五七六人の身分保障

(表7) 国政・県政・市町村事務の総括 (琉球政府行政管理課)

1969年12月15日現在

機関名	定数	国政事務						県政事務				市町村政事務				備考
		1	2	3	4-1	計	比	5	4-2	計	比	6	4-3	計	比	
行政機関	17,016	3,387	617	1,274	1,218	6,491	38.15%	9,197	1,082	10,279	60.41%	223	23	246	1.44	増員1,074人
総務局	418			8	58	66	15.8	206	146	352	84.2					" 68人未格付50人...県
企画局	656			194	277	471	71.8		185	185	28.2					" 15人
主税局	871		299		476	775	89.0		86	86	9.8	10	10	1.2		" 0人
法務局	1,016	672	252	54	36	1,014	99.8		2	2	0.2					" 15人
農林局	1,200	26	66	87	187	366	30.5	459	375	834	69.5					" 44人と場業務厚生へ9人移管
通産局	1,888	1,525		144	34	1,703	90.4	144	36	180	9.6					" 170人内郵政庁142人
建設局	854			22	17	39	4.6	806		806	94.4		9	9	1.0	" 5人
厚生局	3,276	233		666	53	952	29.1	1,998	103	2,101	64.1	223		223	6.8	" 275人と場業務移管により11人
労働局	210	83		34	18	135	64.3	42	33	75	35.7					" 15人
文教局	3,688			14	8	22	0.6	3,649	13	3,662	99.8		4	4	0.1	" 381人
宮古地方庁	61			15	12	27	43.5		34	34	56.5					" 0人
八重山地方庁	59			18	11	29	48.0		30	30	52.0					" 0人
検察庁	231	231				231	100									" 2人
公安委員会	1,948	52		3		55	2.8	1,893		1,893	97.2					" 38人
人事委員会	33				13	13	40.0		20	20	60.0					" 0人
会計検査院	29				10	10	35.0		19	19	65.0					" 0人
琉大委員会	565	565				565	100									" 46人
日米琉諮問委	18			18		18	100									" 0人

- ※ 1とは、復帰後も現状のまま存続されるものと思われる国政事務
 2とは、復帰後縮小されるが、引続き存置されると思われる国政事務
 3とは、復帰時点で、中央政府が代替すると思われる国政事務
 4-1とは、地方行政のうち国政に分離と思われるもの
 4-2とは、地方行政のうち県政に分離と思われるもの
 4-3とは、市町村事務に分離と思われるもの
 5とは、復帰後も現状のまま県政事務として存置されると思われるもの
 6とは、市町村政務分離するものと思われるもの

第三章 新しい市町村制について

沖縄における現行の市町村制は、琉球政府章典（布令）三一条にもとづく「市町村自治法」によっている。市町村は五九で、その職員は四、八二九人、市町村議員は九七八人に達している。沖縄北方対策庁の沖縄事務局長の岸昌氏によれば、祖国復帰に伴う問題は、市町村

(表8) 市町村職員数

那覇市	1,456人
平良市	178
石垣市	262
石川市	65
ゴザ市	335
宜野湾市	196
町村	2,342
合計	4,829人

※ 44年度定数

務局長の岸昌氏によれば、祖国復帰に伴う問題は、市町村合併と、国民健康保険制度の実施にあるという。しかし、問題はそんな単純なものではない。

(一) 市町村合併問題

本土政府の指導もあって「市町村合併法」を三六年に制定し、全県を十五のブロックに分けた「市町村合併計画」をもっている。これによると、五九市町村を二六市町村にしようとしている。これは、本土の二八年に制定された「町村合併促進法」に対応するものとみられるが、当時は、六三制の中学校をもつ単位として、人口八、〇〇〇人が標準として施行され、農村部の階層分解と支配の再編成、安上りの行財政を狙ってすすめられた。このため、戦後農村部における「住民自治」の前進は後退させられて、大幅な職員整理が強行されたといきさつがある。

沖縄の場合は、新市町村建設計画に対する財政措置も殆んどないことから、合併のメリットが疑われる事情もあって計画は棚上げ状況にある。しかし、本土政府は、復帰の条件として、強行にやってくるともみら

れ、それでも抵抗するときには、「広域市町村圏」で処理するという方針をもっているようだ。

この「広域市町村圏」が、県と市町村の中間に新しい行政機関を設けることであり、行政の三重化という問題、自治体労働者には首切り、合理化問題、を加えて「住民参加」が行なわれないという地方自治にとってゆゆしい問題がある。

(表9) 市町村合併計画

1969年12月17日

番号	市町村	人口	面積	合併後		番号	市町村	人口	面積	合併後	
				人口	面積					人口	面積
1	国頭村	9,192人	196.03km ²	17,465人	357.29km ²	9	(1957.12.17 真和志市を那覇市へ編入合併)				
	大宜味村	5,552	68.91				那覇市	257,177人	35.63km ²	308,993人	88.30km ²
	東村	2,721	97.85				浦添村	30,821	18.30		
2	名護町	19,601	46.54	41,595	228.19		豊見城村	11,082	18.20		
	羽地村	8,365	62.94				南風原村	9,913	11.17		
	久志村	5,985	92.48				10	与那原町	8,740	4.89	
屋部村	4,845	20.87	西原村	9,320	18.52			31,825	44.72		
屋我地村	3,349	5.86	佐敷村	8,000	10.90						
3	本部町	15,068	44.81	32,188	97.47		知念村	5,765	10.41		
	今帰仁村	12,531	41.50				11	玉城村	9,532	16.97	32,515
	上本部村	4,589	11.16			大里村		6,771	12.12		
4	石川市	15,958	19.14	36,876	140.65	東風平村		9,499	15.02		
	恩納村	7,783	52.06			具志頭村	6,713	12.57	34,065	45.45	
	金武村	9,191	39.57			12	(1961.10.1 糸満、兼城、高嶺、三和の4町村合併)				
	宜野座村	3,944	29.88				糸満町				
5	嘉手納村	14,392	15.94	34,929	53.03	13	具志川村	5,922	25.82	14,046	68.65
	読谷村	20,537	37.09				仲里村	8,124	42.83		
6	コザ市	55,923	24.29	87,665	62.30	14	平良市	32,591	72.30	67,222	220.43
	北谷村	9,957	13.16				城辺町	14,559	60.92		
	美里村	21,785	23.85				下地町	5,206	25.65		
7	具志川市	35,453	32.82	62,695	71.29	14	上野村	4,603	23.03	38.53	
	与那城村	15,014	24.84				伊良部村	10,263	38.53		
	勝連村	12,228	13.63				15	石垣市	41,315		
8	宜野湾市	34,573	18.48	竹富町	7,026	37.42					
	中城村	10,091	16.00	(1964.6.1 大浜町を石垣市へ編入合併)							
	北中城村	8,668	11.92								

合併対象外町村：伊江村、伊平屋村、伊是名村、粟国村、渡名喜村、渡嘉敷村、座間味村、北大東村、多良間村、与那国町、南大東村(11町村)

(二) 市町村法制について

① 本土法の地方自治法二〇四条二項では、沖縄にない「通勤手当」がある。(しかし琉球政府が本年四月より実施している。)

② 行政委員会として次のものが沖縄にはない。

- 教育委員会(↓区教育委員会)
- 人事委員会(公平委員会)
- 固定資産評価審査委員会
- 農業委員会
- 漁業調整委員会

③ 監査委員について本土は必置、沖縄は任意で議員と民間人から一人ずつ。

④ 市町村議会議員の定数(九一条)

(表10)

	本土	沖縄
二、〇〇〇人未満町村	一二人	八人
二、〇〇〇と五、〇〇〇人未満町村	一六	一二
五、〇〇〇と一万人未満町村	二二	一六
一万と二万未満町村	二六	二〇
五万未満の市(二万以上の町村)	三〇	二万人以上は五、〇〇〇人ごとに一人増加
五と一五万の市	三六	
一五と二〇万の市	四〇	
二〇と三〇万の市	四四	
三〇万以上	四八	

⑤ 沖繩ではすべて条例で、財産取得、処分契約、営造物の設置についてきめたものを議会にかける。本土は政令で一定金額以下は不必要となっている。(本土法九六一一、沖繩法三六一一)本土法では、住民の投票に付すべき契約に関する条項はない。

⑥ 議員の議案提案権について、本土法では十以上の賛成を要するが、沖繩法では賛成者を要するのみでよい。

⑦ 営造物の概念が沖繩にはのこっている。

⑧ 予算決算の財務規定は、本土法が三八年全面改正したのに対応し、七二年度予算より適用すべく準備されているという。

なお、地方公営企業法(昭和二十七年八月、法二九二号)について

沖繩には市町村公営企業法があり、次の点で違っている。

一、適用範囲について沖繩法では、常時雇用される職員が次のものを指定している。(二条)

水道事業	三〇人
自動車運送事業	五〇人
電気事業	一五人
船舶運送事業	一〇人

本土法では、水道、工業用水、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスの七事業は全部適用、病院事業は財務のみ適用。

二、公営企業の設置、経営基本は条例で定めることに対して、沖繩は議会の議決を経て定める。

三、管理者の設置について、沖繩法は条例で出来ないことができる。本土法は小規模なものについてのみ出来ないことが条例でできるとなっている。管理者の選任は沖繩法では当該市町村の吏員の中からとなっている。

四、労働関係

本土では、地方公営企業労働関係法があるが、沖繩は労働三法による。

五、職階制については、沖繩法には規定がない。(本土法三七一一二)

六、給与については、沖繩法は生計費、他の公務員、民間事業の従業員の給与を考慮して定めるとされている。本土法の企業の経営状況を考慮して定めるということはない。

七、沖繩法には、地方公共企業体、財政再建の規定はない。

(三) 市町村財政について

沖繩の予算決算様式は、本土法の三九年以前のものとなっている。そのうえ、琉球政府と市町村の事務配分が、本土と大きく異っているため、単純な比較はできない。

例えば、民生費に計上される生活保護などの社会福祉事務所の事務は政府管轄であるし、消防費の救急事務もかりである。教育費については、市町村とは全く独立した公法人である「教育区」が担当していて、市町村は負担金を支払っているだけである。教育区は、政府よりの補助、教育債、負担金を財源として小

(表1.1) 那覇教育区予算(1970年度)

収 入		支 出	
市負担金	25.8%	教育総務費	2.3%
政府支出金	72.2	学校教育費	95.3
教育区債	—	社会教育費	0.2
その他		諸支出金	2.1
計	100.0	計	100.0

※ 財政規模 32億2,076万円

(表1.2) 租税収入の割合

区	沖 縄		宮崎県(人口百万人)	
	金額	割合	金額	割合
国	330億円	90%	109億円	42%
県			79	30
市町村			87	28
計	367	100	261	100

※ 沖縄は1971年度

宮崎県は43年度決算

(国税庁分)

市町村税収が低いことは、沖縄の地方財政計画をみてもわかる。全体歳入の一九％で、本土の割合の三五％に比してきわめて低い。
 (沖縄の市町村税には本土の県税分も含まれている。例：事業税など)これを補っているのが、市町村交付税と地方債となっている。交付税の問題は後述するとして地方債の条件は不利な条件下においてある。政府資金がきわめて

また、歳入における税目も大きく異っているなどの事情から市町村財政の本土対比は単純に出来ないが、歳入部分についてみると次の如き特色がみられる。

中学校の教員の人件費は勿論、学校建築費をも支出する。

少ないこと、このため、一般市中銀行よりの借入れとなるが、琉球銀行では年利八・二五％、据置一カ年で償還四カ年というのが通常とのことである。
 なお、本土法がそのまま適用されるならば、市町村税制の中で、事業税や不動産取得税は市町村より、県に移行するため市町村の財源窮乏はより一層深刻になろう。

(表13) 沖縄市町村財政計画(70年度)

(単位:ドル)

歳入区分	見込額	構成比	歳出区分	見込額	構成比
1. 市町村税	10,404,900	19.0(35.4%)	1. 給与関係経費	10,946,498	20.0
(1) 普通税	10,404,900	19.0	(1) 議員報酬	827,851	1.5
(2) 目的税	—	—	(2) 委員報酬	70,800	0.1
2. 譲与税	41,300	0.1	(3) 一般職員給与等	10,047,847	18.4
特別譲与税	41,300	0.1	2. 一般行政経費	7,658,782	14.0
3. 市町村交付税	17,958,700	32.8(14.7%)	(1) 政府補助を伴うもの	1,508,883	2.8
(1) 普通交付税	16,162,830	29.5	(2) その他のもの	6,149,899	11.2
(2) 特別交付税	1,795,870	3.3	ア 一般行政経費	5,102,599	9.3
4. 公営企業及び財産収入	2,309,000	4.2	イ 追加財政需要	1,047,300	1.9
5. 使用料及び手数料	1,831,400	3.3(2.9%)	3. 公債費	3,914,000	7.2
6. 政府支出金	9,343,691	17.1(19.0%)	4. 投資的経費	24,305,379	44.4
(1) 補助金	8,468,180	15.5	(1) 政府補助を伴うもの	11,007,737	20.1
(2) 委託金	321,877	0.6	ア 公共施設事業	10,345,428	18.9
(3) 負担金	551,775	1.0	イ 普通建設事業費	10,345,428	18.9
(4) 交付金	1,859	—	ロ 災害復旧事業費	—	—
7. 寄付金	367,800	0.7	イ 失業対策事業	662,309	1.2
8. 繰入金	197,125	0.4	(2) 政府補助を伴わないもの	13,297,642	24.3
9. 繰越金	1,500,000	2.7	ア 普通建設事業費	13,297,642	24.3
10. 市町村債	9,801,743	17.9(7.7%)	イ 災害復旧事業費	—	—
1.1. 雑収入	947,000	1.7	5. 教育費負担金	7,878,000	14.4
歳入合計	54,702,659	100	歳出合計	54,702,659	100

※ ()内は48年度本土市町村決算の場合の%

(表14) 融通先別融通条件

融通先	利率	償還年限 (内据置期間)	償還方法
資金運用部	年6.5%	15~30年以内 (内2~3年以内)	半年賦元利金等償還
市中銀行	年7.3% 又は日歩2セント	5年(据置半年置 く時もある)	半年賦元金均等償還又は 年賦元利償還
大衆金融公庫	年5.0%	10~15年 (年2年以内)	半年賦元金均等償還
琉球生命保険 相互会社	日歩0.024%	12年以内	半年賦元金均等償還

(表15) 人口1人当り額(年間)

区分	市町村税	財政規模
那覇市 A	5,551円	14,710円
本土の 類似都市 B	11,615	25,683
B - A	6,064	10,923

※ 都市類型 V-5

市町村税法(昭和二十九年)が制定されているが、本土法の地方税法の規定と大きく違っている。(表16参照)

沖繩法では、県税体系がない。市町村税でも、本土では県税になっっている事業税や不動産取得税が市町村税になっており、市町村たばこ消費税、電気ガス税、

ア、政府と市町村との税源配分

本土では、国全体の租税配分について、国67、県19、市町村13の配分割合であるが、同じ人口の宮崎県と対比すると、沖繩では、市町村への配分がきわめて低いといえる。だが、沖繩全体の租税負担は宮崎県よりかなり高いことがわかる。(表12参照)

人口一人当りの税収でみると、那覇市で五、五五一円であるのに本土の類似都市では一万一、六一五円と半分以下、また粟国村の税収が一人当り四五四円と沖繩内部の地域格差もひどい。

イ、市町村税

(表17) 市町村民税の比較

種別	区分	本土	沖 縄
均等割	人口50万 以上	6000円	—
	5~50 万人	4000円	20万人以上 288円 5~20万人 216円
	5万以下	2000円	5万以下 162円
所得割	1.5万円以下	2%	14.4万円以下 0.9%
	1.5万円~	3%	14.4万円~ 1.2%
	4.0 "	4%	36万円~ 1.5%
	7.0 "	6%	72万円以上 2.0%
	10.0 "	7%	
	15.0 "	8%	
	40.0 "	9%	
	60.0 "	10%	
	100.0 "	11%	
	200.0 "	12%	
300.0 "	13%		
500.0 以上	14%		
法人税割	法人税額×8.9%		17%

例えば、市町村民税所得割は二・三倍もハネ上る。県民税分も入れるとすると四倍となる。しかるに、市町村民税の法人税割は大幅な減税となる。政府税との関連で、県民全体の租税負担がどうなるかという問題もあるが、所得税の減税分によって補てんされるかどうか。表18の2にみるように、低所得層は実質増税となり、高額所得者が所得税源の住民税への移しようとなる。

低所得者の住民税（個人）をはじめ、地方税が大幅にハネ上ることは、市町村への不信を高め、地方自治の危機をまねく危険もある。また、事業税と不動産取得税が市町村より県に移されると、市町村財政への影響も深刻となる。

(表16) 市町村税制の対比表

区分	本土	沖 縄
市町村民税	○あり	○あり
固定資産税 (国有資産等所在市町村交付金及び納付金)	○あり	○あり (交付金、納付金なし)
軽自動車税	○あり	○あり
市町村たばこ消費税	○あり	×なし
電気ガス税	○あり	×なし
鉱産税	○あり	×なし
木材引取税	○あり	×なし
事業税	×なし	○あり
不動産取得税	×なし	○あり
市町村法定外普通税		
入湯税	○あり	×なし
都市計画税	○あり	×なし
水利地益税	○あり	×なし
共同施設税	○あり	○あり
宅地開発税	○あり	×なし
国民健康保険税	○あり	×なし

都市計画税などがない。問題は、県民税の新設と、市町村民税（所得割）をはじめとする市町村税の七〇％増税問題である。

(表18の2) 標準家族(夫婦子供3人)の
所得税、県民税、市町村民税の総合負担

年 収	沖 縄	本 土	差	増税割合
54 万円	216円	500円	284円	56.8%
57.6	364	500	137	27.8
64.8	868	1,235	367	29.7
72.0	1,375	3,596	2,221	61.7
79.2	4,345	5,886	1,541	26.1
86.4	12,247	8,575	△3,672	△42.8
93.6	20,984	13,637	△7,348	△53.8

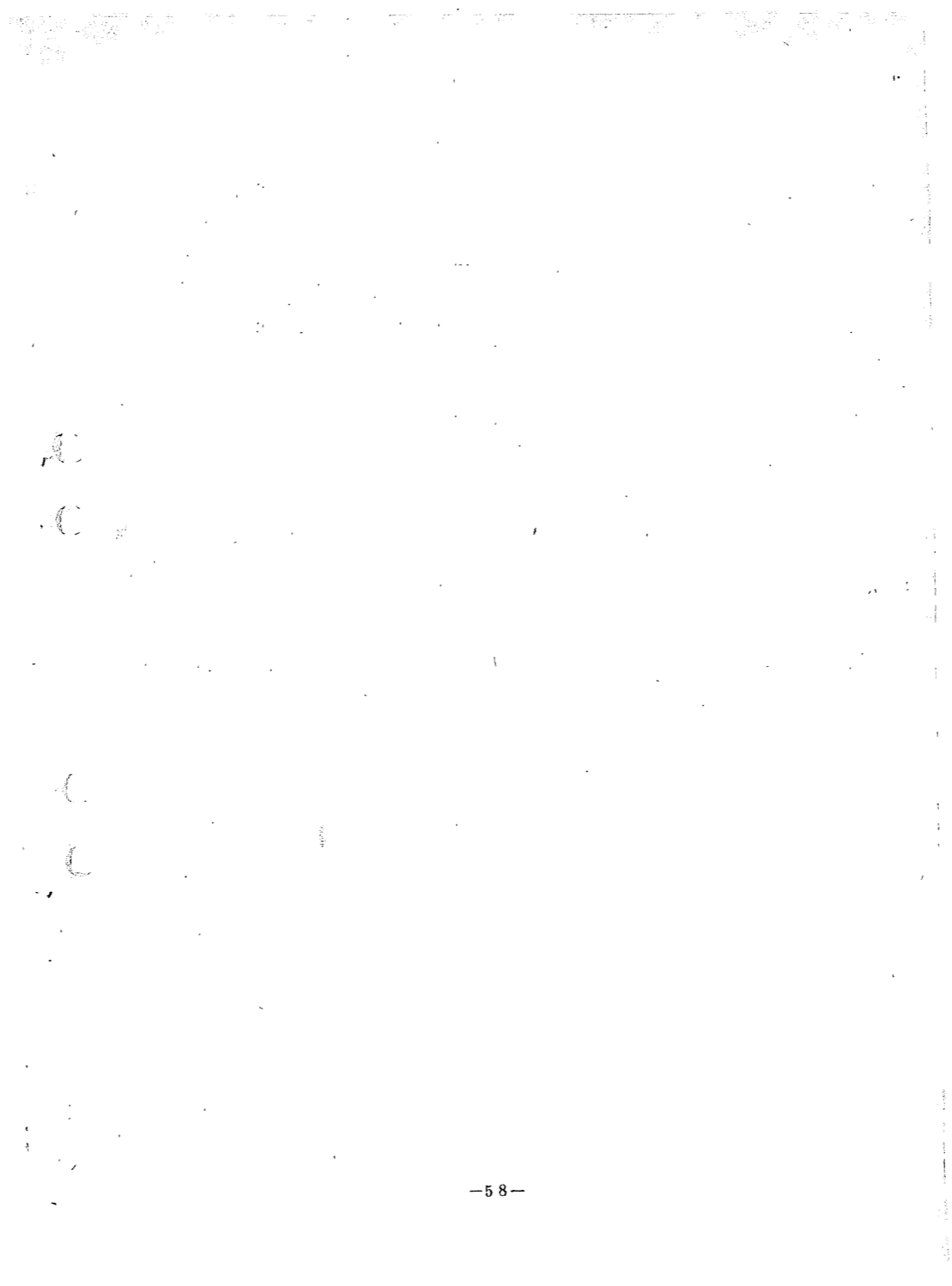
※ 沖縄70年度、本土44年度現在(税制審議会資料)

(表18) 市町村普通税制・本土法を適用した場合の
課税見込額の差額等

1970年度

税 目		沖 縄 (現在)	本 土 法	差 額 (イ)-(ロ)	割 合 (イ)-(ロ)
		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ)	(イ)-(ロ)
市町村民税	個人均等割	15,2635\$	20,4216\$	△5,1581\$	△33.8%
	法人均等割	12390	18359	△5969	△48.2
	個人所得割	976,179	2,257,861	△1,281,682	△131.3
	法人税割	1,736,927	909,332	827,595	47.6
	計	2,878,131	3,389,768	△511,637	△17.8
固定資産税	土地	1,233,600	2,136,596	△902,996	△73.2
	家屋	1,579,000	2,752,386	△1,173,386	△74.3
	償却資産	649,800	6,021,372	△2,558,972	△74.3
	計	3,462,400	6,021,372	△2,558,972	△73.9
事業税	個人分	476,641	238,262	238,379	50.0
	特別法人	16416	29376	△12960	△78.9
	その他の法人	3,147,090	3,147,090	-	-
	計	3,640,147	3,414,728	225,419	6.2
不動産、取得税		25,4025	377,310	△123,285	△48.5
軽自動車税	原動機付自動車	-	10,903	△10,903	-
	軽自動車	98,660	152,821	△54,161	△54.9
	二輪の小型自動車	500	632	△132	△26.4
	計	99,160	164,356	△65,196	△65.7
沖縄の現行の合計		10,333,863	13,367,534	△3,033,671	△29.4
市町村たばこ消費税		-	2,486,563	△2,486,563	-
電気ガス税	電 気	-	618,314	△618,314	-
	ガ ス	-	28,884	△28,884	-
	計	-	647,198	△647,198	-
木材引取税		-	11,732	△11,732	-
沖縄で未施行に係るもの計		-	3,145,493	△3,145,493	-
総 計		10,333,863	16,513,027	△6,179,164	△59.8

※ 税率は、標準税率を用いた。



(参考)

税目	固定資産税		事業税				不動産取得税		自動車税		
	税率	課税標準の特例 (抄)	特別法人の税率	他の法人の税率	基礎控除額	専従者控除額 (限度額)	基礎控除額	免税点	標準税率	減免	
沖	標準 一・八%	船 航 七一年度から 七一年度から 七一年度から 七一年度から	所得のうち 四、〇〇〇ドル以下 三%	所得のうち 四、〇〇〇ドル超 五%	\$四八〇	一九七〇年度分\$四四〇(所得税)を適用 一九七一年度分\$三〇〇(市町村税法)を適用	建築住宅 \$二、〇〇〇 同右に係る土地 \$二、〇〇〇×税率の額を減額	土地 \$八〇未満 建築 \$二五〇未満 家屋 \$二三〇未満 その他 \$二三〇未満	一・五%	(1) 原動機付自動車 ア 総排気量が〇・〇五リットル以下又は定格出力が〇・六kW以下 イ 〇・〇九 ウ 〇・〇九リットル超〇・八 ウ 〇・八kW以下 (2) 軽自動車(本土は小・特・自を含む) ア 二輪のもの(側車付のものを含む) イ 三輪のもの ウ 四輪以上のもの(乗用) (3) 二輪の小型自動車 災害等貧困等又は特別の事情にある者については減免する。	
本	標準 一・四%	船 航 価格の十(昭和四十六年度までは課税しない) 内航 価格の十	所得のうち 四、一六六・六七ドル以下 六%	所得のうち 四、一六六・六七ドル超 八%	事業主控除額で\$七五〇 青色 完全給与制 白色 一五万円(\$四一六・六七) 道府県税である。	建築住宅 一五〇万円(\$四、一六六・六七) 同右に係る土地一五〇万円又は新築住宅の床面積土地の価格のいずれか高い額に税率を乗じて得た額を減額。	土地 五万円(\$一三八・八九)未満 建築 一五万円(\$四一六・六七)未満 家屋 八万円(\$二二二・二二)未満 その他 八万円(\$二二二・二二)未満	三%	沖 本 土	\$五・五〇 \$五・五〇 \$四・四〇 \$三・三〇 \$三・三〇 \$四・四〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$六・九四	
土	標準 二・一%	船 航 価格の十(昭和四十六年度までは課税しない) 内航 価格の十	所得のうち 四、一六六・六七ドル以下 六%	所得のうち 四、一六六・六七ドル超 八%	事業主控除額で\$七五〇 青色 完全給与制 白色 一五万円(\$四一六・六七) 道府県税である。	建築住宅 一五〇万円(\$四、一六六・六七) 同右に係る土地一五〇万円又は新築住宅の床面積土地の価格のいずれか高い額に税率を乗じて得た額を減額。	土地 五万円(\$一三八・八九)未満 建築 一五万円(\$四一六・六七)未満 家屋 八万円(\$二二二・二二)未満 その他 八万円(\$二二二・二二)未満	三%	沖 本 土	\$五・五〇 \$五・五〇 \$四・四〇 \$三・三〇 \$三・三〇 \$四・四〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$五・五〇 \$六・九四	

ウ 交付税

本土法の「地方交付税法」に対して、沖縄では市町村交付税法（一九五七年八月 立法三八）があるが、差異は次の通り。

交付税総額は、本土法では所得税、法人税、酒税の32100（法六）であるが、沖縄法では、所得税、法人税、酒税、タバコ消費税、葉タバコ輸入税、酒類消費税の302100となっている。
 交付税の種類は、二種類だが、比率が異なる。

区分	本土	沖縄
普通交付税	九四%	九〇%
特別	六%	一〇%

交付算定期日は、会計年度が沖縄では、七月―六月制なので異ってくる。

本土	沖縄
四月一日 （法八）	七月一日 （法一〇）

沖縄法にない単位費用は次の通りである。また単位費用について本土法では「経常経費」と「投資的経費」に分かれているが、沖縄では一本となっている。

下水道費 高等学校費 生活保護費 災害復旧費 特定債償還費 辺地对策事業債償還費
 沖縄にない補正系数は寒冷補正 事業費補正の二つである。

この単位費用の算定方法は、本土とは異なる統一単価を用いており、標準団体も人口三万人を前提としている。(本土では人口十万人)

基準財政収入額の算定方法は、本土では基準税額で算定した普通税の収入見込額、娯楽施設利用税、交付金、自動車取得税交付金の25100とん譲与税、国有資産等交付金、納付金との見込み合計額である。これに對して沖繩法は基準税率で算定した普通税見込額と、とん譲与税の合算額で、次の税目が沖繩ではない。
市町村タバコ消費税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、市町村交付金、市町村納付金
また、本土にない税目が、事業税、不動産取得税であるなど、単純に對比出来ない。

交付時期は、

本土 一、四、六、九、十一月に普通交付税、二月に特交

沖繩 一、七、九、一二、三月に普通交付税、五月に特交

交付税額の減額等の聴聞(法二〇)は沖繩にはない。

本土法によって、沖繩の県、市町村の基準財政需要額を計算したときどうなるか、全く試算されていないのは問題である。人口三万を標準とすればかなり有利であるが、沖繩個々の問題については、特別交付税上の財政需要の測定方法をどうするかは、基本的問題であるのに全く未検討という。また、沖繩県が出来た場合の交付税計算の方法を本土法と同じでよいかも問題で一応の試算が必要である。

(表19) 45年度(70年)普通交付税の統一単価(吏員の年額)

区分	本土 A	沖繩 B	A - B
給料	637,920	426,427	211,493
扶養手当	13,176	0	13,176
時間外手当	38,275	1,404	36,871
期末勤勉手当	244,161	163,465	80,696
退職手当	57,413	42,642	14,771
基金負担金	661	0	661
共済組合負担金	88,469	36,568	46,901
通勤手当	10,836	0	10,836
計	1,086,000	683,143	402,857

以上の算定方法で、各市町村の市町村交付税額が算定されているが、沖繩の全市町村が交付団体であるという問題がある。那覇市ですら、歳入の一三%にのぼる交付税が計上されている。これは、税源配分に問題がある。本来、交付税制度には税源の調整と一般財源保障の機能の二つがあるが、前者の地域間の税源偏在の調整という前に行政事務の配分に対応する税源配分が適正でないという問題である。つまり、沖繩での基準財政需要額の計算の意味は単なる配付基準とみてよいだろう。

市町村に対する補助金は、本土法より有利且つ高率である。市町村財政法(一九五三年度法)第十条によつて政府と市町村の負担区分が規定されている。

例えば、市町村道に対しては、八割補助がつくが、

本土ではゼロである。終末処理場に対しては一〇割補助、本土法では三分の一にすぎない。下水道も、九一%補助である。こうした、市町村に対する補助金制度は本土並みにされた場合、市町村財政によっている影響は大きい。

(表20) 市町村実施事務に対する政府の補助率等比較表

経費の種類	沖 縄	
	根拠法令	
市町村財政法 第10条		
1. 生活保護に要する経費	生活保護法第67条	
2. 結核、法定伝染病及び性病の予防に要する経費	結核予防法第4条第6項 伝染病予防法第28条 狂犬病予防法第21条 トラホーム予防法第7条	
3. 予防接種に要する経費	性病(予算補助) 予防接種法第20条	
4. 精神衛生に要する経費	精神衛生法第45条	
5. 身体障害者の更生援護に要する経費	身体障害者福祉法第34条	
6. 老人の健康診査、養護委託	老人福祉法第21条(健康診査) 老人福祉法第21条(養護ホーム等)	
7. 妊産婦及び乳幼児の保健指導、児童福祉施設に要する経費	児童福祉法第20条第3項(保健指導) " 第56条(児童福祉施設)	
8. 医療の普及を図るための経費	医療法第85条(予算補助)	
9. ごみ又はふん尿を処理するために必要な経費及び災害その他の事由により特に必要となった清掃に要する経費	清掃法第17条、規則第16条第2項 (ごみ又はし尿処理施設(⊕)) 清掃法第17条、規則第16条第3項 (ごみ又はし尿処理施設(⊖)) 清掃法第17条第2号(予算補助)	
10. 一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所に要する経費	職業訓練法第30条(予算補助)	
11. 農業に関する振興及び奨励に要する経費	糖業振興法第11条(予算補助)	

45年2月

補助率	本 土			
	根拠法令	国	県	市(町村)
全 額	生活保護法第75条、78条	$\frac{8}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{8}{10}(0)$
全 額	結核予防法第57条第2号、56条	$\frac{1}{2}(\frac{1}{3})$	$\frac{2}{3}(\frac{1}{3})$	$\frac{1}{3}(\frac{1}{3})$
$\frac{2}{3}$	伝染病予防法第25条、24条	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
全 額	狂犬病予防法第28条	0	$\frac{10}{10}$	0 (犬の所有者負担)
$\frac{1}{6}$	トラホーム予防法第7条、6条	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
定 額	性病予防法第20条	$\frac{1}{2}$ 以内	$\frac{1}{2}$ 以上	0
全 額	予防接種法第22条	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
全 額	精神衛生法第30条	$\frac{8}{10}$	$\frac{2}{10}$	0
$\frac{1}{2}$	身体障害者福祉法第37条の2第4号	$\frac{8}{10} \sim \frac{5}{10}$	0	$\frac{2}{10} \sim \frac{5}{10}$
$\frac{2}{3}$	老人福祉法第26条	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
$\frac{3}{4}$	老人福祉法第26条	$\frac{8}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}(0)$
全 額	母子保健法第21条第2項	$\frac{8}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}(0)$
$\frac{3}{4}$	児童福祉法第52条	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ (県のもの)	$\frac{1}{2}$ (市のもの)
一 部	医療法第88条(予算補助)	一 部	一 部	一 部
10割以内	清掃法 第18条	$\frac{1}{3}$ 以内	0	$\frac{2}{3}$ 以上
5割以内	清掃法 第18条	$\frac{1}{3}$ 以内	0	$\frac{2}{3}$ 以上
全部又は一 部	清掃法第18条(予算補助)	一 部	一 部	一 部
一 部	職業訓練法第34条第1項(予算補助)	$\frac{1}{2} \sim \frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	0
全部又は一 部	な し	—	—	—

経費の種類	沖 縄	
	根 拠 法 令	
12. 農山漁村電気導入計画に要する経費	バインアップル産業振興法第11条 (予算補助)	農山漁村電気導入促進法第7条第2項
13. 植物防疫に要する経費	農山漁村電気導入促進法第8条、施行令第8条	植物防疫法第21条(予算補助)
14. 林業経営指導、民有林に対する造林及び市町村その他の団体の経営にかかる樹苗の養成並びに森林の経営に必要な施設に要する経費	病害虫防除補助金交付規程	森林法第98条第2項(予算補助)
	森林法第98条第2項(予算補助)	林業経営指導員設置補助金交付規程
	森林法第100条(予算補助)	樹苗生産事業補助金交付規程
	森林法 第100条(予算補助)	造林関係事業補助金交付規程
	(一般造林)	
	(農地暴風林造成事業)	
	(展示林造成事業)	
	(母樹林造成事業)	
15. 消防施設の購入又は設置に要する経費	消防施設強化促進法第4条	
16. 重要文化財の管理又は修理に要する経費	文化財保護法第32条(予算補助)	
17. 特定地域総合開発計画に要する経費	総合開発法第17条(予算補助)	
第10条の2		
1. 道路、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費	道路法第47条(予算補助)	道路法第56条
	建設局補助金交付規程第6条	海岸法 第26条
	海岸法第27条、同規則第18条	(政令で定める地域)
	(地盤変動による海岸保全施設工事)	(その他の海岸保全施設工事)
	(その他の海岸保全施設工事)	港湾法 第11条(予算補助)
	港湾法 第11条(予算補助)	(地方港湾水域外かく施設)
	(地方港湾水域外かく施設)	

補助率	本 土			
	根 拠 法 令	国	県	市 (町村)
全部又は一部	なし	—	—	—
80%以内	農山漁村電気導入促進法第8条、施行令第8条	$\frac{1}{2}$ 以内	$\frac{1}{2}$ 以上	0
5割以内	植物防疫法第25条	$\frac{1}{2}$ 以内	$\frac{1}{2}$ 以上	0
100%以内	森林法 第195条	$\frac{1}{2}$ 以内	$\frac{1}{2}$ 以上	0
80%以内	森林法 第193条(予算補助)	一部	一部	一部
	森林法 第193条(予算補助)			
70%以内	(人工造林)	$\frac{3}{10}$	一部	一部
100%以内	なし	—	—	—
100%以内	(誘導造林)	$\frac{3}{10}$	一部	一部
70%以内	なし	—	—	—
$\frac{1}{2}$ 以内	消防施設強化促進法第4条	$\frac{1}{3}$ 以内	0	$\frac{1}{3}$ 以上
一部	文化財保護法第35条(予算補助)	一部($\frac{7}{10}$ 相当)	(文化財の管理団体又は所有者)	一部
全部又は一部	総合開発法第11条の3	一部	一部	一部($\frac{8}{10}$)
80%以内	道路法第56条	$\frac{1}{2}$ 以内	0	$\frac{1}{2}$ (市町村道)
$\frac{2}{3}$	海岸法 第26条	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	0
$\frac{1}{2}$	(政令で定める地域)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	0
	(その他の海岸保全施設工事)			
90%以内	港湾法 第43条	$\frac{4}{10}$ 以内	(港務局又は港務管理者)	0
	(地方港湾の水域外かく施設)			

経費の種類	沖 繩	
	根拠法令	
2. 水道の新設、増設若しくは改造及び公共下水道又は都市下水路の設置若しくは改築に要する経費	(地方港湾けい留施設、標識)	
	(避難港水域、外かく、けい留標識)	
	水道法 第44条	
	建設局補助金交付規程第6条	
	(簡易水道事業)	
	(海底送水道事業)	
	(上水道事業)	
	(飲料水供給施設)	
	(水道調査)	
	下水道法第34条、同規則第31条	
	(汚水排水施設工事費)	
	(雨水排水施設 ")	
	(合流式下水道 ")	
	(終末処理施設 ")	
	(用地費)	
	(補償費)	
	(調査費)	
(都市下水路工事費)		
(用地費)		
(補償費)		
(調査費)		
3. 漁港等に係る重要な水産業施設の新設及び改良に要する経費	漁港法第18条第2項	
	(基本施設、外かく、けい留、水域)	
	第一種漁港	
	第二 " "	
第三 " "		

補助率	本 土			
	根拠法令	国	県	市(町村)
80%以内	(地方港湾けい留施設)	$\frac{4}{10}$ 以内	$\frac{6}{10}$ 以上	0
100%以内	(避難港の水域、外かく施設)	$\frac{75}{10}$ 、	$\frac{25}{10}$	0
	水道法 第44条			
70%以内	(簡易水道事業)	$\frac{1}{4}$ 以内	0	$\frac{3}{4}$ 以上
95%以内	な し	—	—	—
50%以内	"	—	—	—
70%以内	"	—	—	—
70%以内	"	—	—	—
	予算補助			
91%以内	(公共下水道)	$\frac{4}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{3}{10}$
80%以内	(流域下水道)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	0
80%以内	(都市下水路)	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{18}{10}$
100%以内	(特別都市下水路)	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{296}{4}$
50%以内	な し	—	—	—
$\frac{2}{8}$ %以内	"	—	—	—
50%以内	"	—	—	—
80%以内	"	—	—	—
50%以内	"	—	—	—
$\frac{2}{8}$ 以内	"	—	—	—
50%以内	"	—	—	—
	漁港法第20条第2項、第3項			
	(基本施設、外かく、けい留、水域)			
		北海道	(漁港管理者負担)	
$\frac{85}{100}$	第一種漁港	$\frac{60}{100} \sim \frac{40}{100}$	$\frac{40}{100} \sim \frac{60}{100}$	
$\frac{90}{100}$	第二 " "	$\frac{60}{100} \sim \frac{40}{100}$	$\frac{40}{100} \sim \frac{40}{100}$	
$\frac{100}{100}$	第三 " "	$\frac{60}{100} \sim \frac{50}{100}$	$\frac{40}{100} \sim \frac{50}{100}$	
$\frac{100}{100}$	第四 " "	$\frac{80}{100} \sim \frac{60}{100}$	$\frac{20}{100} \sim \frac{40}{100}$	

経費の種類	沖 縄	
	根拠法令	
4. 重要な都市計画事業に要する経費	都市計画法 第7条 (工事費) (用地費) (補助費) (調査費)	
5. 公営住宅の建設に要する経費	公営住宅法 第7条 (第一種) (第二種)	
6. 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費	児童福祉法第56条(保育所) 老人福祉法第21条(老人ホーム) 身体障害者福祉法第34条(福祉施設)	
7. 土地改良及び開拓に要する経費	土地改良関係事業等補助金交付規程(予算補助) (換地計画) (交換分合) 農業土木事業補助金交付規程(予算補助) (農構改パイロット地区) (山地開発、緊急災害復旧) (客土事業) (その他の土木事業)	
8. 失業対策事業に要する経費	緊急失業対策法第9条 緊急失業対策事業補助金交付規程(予算補助)	
9. 離島振興計画の事業に要する経費	離島振興法第10条(別表) (地方港湾) (第一種漁港) (第二種 ") (第三種 ") (市町村道)	

補助率	本 土			
	根拠法令	国	県	市(町村)
	都市計画法第88条(予算補助)	一 部	一 部	一 部
70%以内	な し	—	—	—
70%以内	"	—	—	—
70%以内	"	—	—	—
50%以内	"	—	—	—
	公営住宅法			
$\frac{1}{2}$	(第一種)	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
$\frac{2}{3}$	(第二種)	$\frac{2}{3}$	(不 明)	
$\frac{3}{4}$	児童福祉法第52条	$\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$	$\frac{1}{3} \sim \frac{1}{4}$	$\frac{2}{3}$
$\frac{3}{4}$	老人福祉法第26条	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$
$\frac{2}{3}$	身体障害者福祉法第37条の2第4号	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$
	土地改良法第126条(予算補助)			
80%以内	}一般都府県営土地改良事業費	5.5	4.5	0
65%以内				
	土地改良法第126条(予算補助)			
100%以内	(区画整理)	$\frac{4}{10}$	—	—
100%以内	(地すべり対策)	$\frac{5}{10} \cdot \frac{2}{3}$	$\frac{5}{10} \cdot \frac{1}{3}$	0
65%以内	(客土事業)	$\frac{2}{3} \cdot \frac{1}{2}$	(不 明)	
80%以内	(農道整備事業費)	$\frac{3.5}{10} \sim \frac{6}{10}$	$\frac{0.5}{10} \cdot \frac{4}{10}$	0
	緊急失業対策法第9条	労働費 $\frac{2}{3}$	$\frac{0.8}{3}$	$\frac{2.2}{3}$
80%以内	政令 第1条	資材費 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$
		事務費 $\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$
	離島振興法第9条第2項			
$\frac{9}{10}$ 以内	(地方港湾)	$\frac{10}{10} \cdot \frac{7.5}{10}$	0	0
$\frac{90}{100}$ 以内	(第一種漁港)	$\frac{100}{100}$	0	0
$\frac{95}{100}$ 以内	(第二種 ")	$\frac{100}{100}$	0	0
$\frac{100}{100}$	(第三種 ")	$\frac{75}{100}$	(不 明)	
$\frac{9}{10}$ 以内	(市町村道)	$\frac{3}{4}$	0	$\frac{1}{4}$

経費の種類	沖 縄
	根拠法令
	(発電施設) 離島振興法施行規則(特例) (農業施設) (客 土) (埋立、干拓、区画、整理) (林 道) (採鉱、送鉱施設) (水道事業施設)
第10条の3	
1. 農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する経費	農林水産業施設災害復旧事業費政府補助の暫定措置に関する立法第3条第2項 (農 地) (農業用施設) (林業用施設) (漁港施設) (共同利用施設)
2. 水道施設又は公共下水道及び都市下水路施設の災害復旧に要する経費	災害対策要綱第17条(予算補助)
3. 災害救助に要する経費	災害救助法 第21条

補助率	本 土			
	根拠法令	国	県	市(町村)
$\frac{90}{100}$ 以内	(離島電気導入) 便覧P36	$\frac{3}{10} \cdot \frac{1}{8}$	$\frac{2}{8}$	0
90%以内	(農道整備事業費) 便覧P32	$\frac{35}{10} \sim \frac{6}{10}$	$\frac{65}{10} \cdot \frac{4}{10}$	0
75%以内	(客 土)	$\frac{45}{10}$	$\frac{55}{10}$	0
90%以内	(干拓、区画整理)	$\frac{2}{3} \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{45}{10}$	$\frac{1}{3} \sim \frac{1}{2}$	0
90%以内	(林 道)	$\frac{45}{10}$	$\frac{35}{10}$	$\frac{1}{10}$
50%以内	な し	—	—	—
80%以内	(簡易水道) 便覧P36	$\frac{4}{10}$	0	$\frac{6}{10}$
	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条			
$\frac{8}{10}$	(農 地)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	0
$\frac{9}{10}$	(農業用施設)	$\frac{6.5}{10}$	$\frac{3.5}{10}$	0
$\frac{9}{10}$	(治山・林道)	$\frac{2}{3} \cdot \frac{3}{10} \cdot \frac{5}{10} \cdot \frac{6.5}{10}$	$\frac{3.5}{10}$	0
$\frac{9}{10}$	(漁港施設)	$\frac{2}{3} \cdot \frac{8}{10}$	$\frac{1}{3} \cdot \frac{2}{10}$	0
$\frac{9}{10}$	(共同利用施設) 便覧P174	$\frac{4}{10}$	$\frac{6}{10}$	0
80%以内	補助金便覧(昭和43年度)P268	$\frac{1}{2} \cdot \frac{2}{3}$	(不 明)	
全 額	災害救助法 第36条	$\frac{50}{100} \sim \frac{90}{100}$	(不 明)	

第四章 公務員制度

(一) 公務員法制

沖縄の公務員制度は、市町村職員に対しては労働三法の全面適用と条例によっている。琉球政府職員に対しては、本土の国公法、地公法に準じた「琉球政府公務員法」(一九五三年)が制定されている。

例えば、那覇市では、「職員の職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例」があるが、その第一条によれば、「この条例は、労働組合法第一条の趣旨にそい結成された職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関し、必要を事項を定めることを目的とする」とあつて、労働三法を前提としている。従つて、消防職員もスト権をもつて闘っている。これが、本土法の適用によると、団結権すらもつたわれることとなる。

1. 人事委員会(公平委員会)

沖縄の市町村にはないが、琉球政府では、行政主席のもとに、人事委員会がおかれ、その扱いは、本土法の人事院に準じている。よつて、地公法が適用されると、人事委員の弾劾制度はなくなる。市町村では、人口十五万以上のものは条例で人事委員会(公平委員会)を設け、十五万以下では、公平委員会を設けなければならなくなる。労働基準監督は、市町村に対して全面的に監督署となっている。

2. 労働基準法との関連

沖縄の労基法には「解雇手当」(一ヶ月分以上の賃金支払い)の規定があり、市町村職員にも適用される。

(表21) 経験年数換算表

沖 縄		換算率	本 土
経 歴 の 種 類	職員と職務の関係		
政府職員 市町村職員 公共企業体 職員 としての 在職期間	職務の種類が類似しているもの	9割	10割以下 8割以下
	職務の種類がやや類似しているもの	8割	
	その他のもの	6割	
民間企業体及びその他の 団体の職員としての 在 職 期 間	直接関係があると認められるもの	8割	10割以下
	上記に類似しやや関係があるもの	6割	8割以下
	そ の 他	5割	
そ の 他 の 期 間	専門的知識技能を有し、直接関係があると認められるもの	8割	10割以下
	上記にやや類似しているもの	6割	5割以下
	そ の 他	5割以下	2割5分以下

* 沖縄には、兵役期間がない。(本土では10割以下)

(表22) 那 覇 市 初 任 給

(45年5月春闘妥結)

種 類	金 額	本土(国家公務員)
中 学 卒	65ドル (2万3400円)	1万9300円
高 校 卒	80ドル (2万8800円)	2万8140円
大 学 卒 (甲)	115ドル (4万1400円)	2万9000円 (3万1510円)

* 若年では年間1,800円昇給する。本土は45年6月現在。

1 本土法三九条三項「使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時期によらなければならない」とあるが沖縄の法では「使用者は、事業の運営を妨げる場合においては、その時期に年次休暇を与えることを要しない」(四〇条四項)としている。この規定があれば修正する必要がでてくる。

ウ 沖縄法では「労働者はその年次有給休暇を二四〇時間を超えて積立ててはならない」(法三〇一三三)「労働者が退職する場合において、使用者は退職後三〇日以内に、その労働者の積立年次休暇に対し支出をしなければならず」(四〇一四)。「この規定が「勤務時間休日及び休暇に関する条例」(七条)にあるが、この既得権は認めさせねばならない。琉球政府職員の場合は八〇日の積立て制度がある。この財源措置については、特別交付税か。

これらの既得権を祖国復帰にさいしてどう保障させるかが問題である。

3. 任 用

本土法では、六月以内期間で臨時採用しうるとしているが「用人の採用ならびに解雇に関する規則」(那覇市)では、二カ月未満となっている。この規則は無効となる。また停年制があるが、地公法が適用されれば「職員停年制条例」(那覇市で六〇歳)は無効となる。

4. 労働条件

地公法が適用されると「国に準ずる」という指導、給料表の分断が行なわれる。(那覇市では、給料表一本の通し号体制である。)

しかも、初任給は本土の国家公務員よりはるかに高い。たゞし、経験年数換算は本土の方が若干よす。(但し、一年を十八ヶ月とみなす規定は除く)

5. 分 限

「職員分限および懲戒に関する条例」（那覇市）によると、「学校、研究所など学術調査、研究、指導の場合、二年以内の休職が認められる」、給料は十分の七以下で支給される。この休職がなくなる恐れがあるので既得権を守ることに。

まだ政府職員では、一年以内の「無給休暇」の権利が認められている。

6. 服 務

沖縄の政府職員は本土に準じているか、市町村職員については、次の規定がない。

- (1) 争議行為の禁止（本土法三七条）沖縄では消防職員にもスト権がある。
- (2) 営利企業等の従事制限（本土法三八条）
- (3) 勤務成績の評定（法四〇条）

政治活動は自由である。但し、公務員の立候補制限があり、在職中は候補者になれない。（市町村議会議員及び市町村長選挙法七八条）

7. 権利救済と職員団体

琉球政府公務員に対する不利益処分の救済措置は本土法と同じだが、市町村職員についてはこの制度はない。たゞ、那覇市では「職員懲戒分限審査会規則」によって、事前審査というより民主的な行政手続がある。地公法がそのまま適用となると、この事前審査権かうげられることとなる。

労働組合運動については、市町村については一切自由である。在籍者従制度、チェック・オフ制度も認められている。

なお、「琉球市町村職員給与実態調査」（五月一日現在）が本年実施される。これは、四年前に行なわれた抽出調査と異り、しつかり調査で各人の履歴まで調べている。

琉球政府の地方課の云い方は、「未だに市町村で定昇制度のないところもある。基準を設けて示したいのが政府としても必要である。しかし、悪用はしないから協力してほしい」という。現在、那覇市、ゴザ市などは調査実施を阻止してきたが、経歴換算問題もあってすすめることとした（六月一六日までに提出予定）地方課は統計資料が必要であるので、それだけは総理府に出すが、個人の履歴書は返すと云っている。

(二) 地方公務員の特別資格問題

地方自治法別表(6)に規定されている、資格、職名については、沖縄にはない。したがって、この資格をもつためにどうするかが問題となる。全く対応しない職種についての対策が第一、行政主席の認定によるもの、その講習会を、本土政府がそのまま、追認するかどうか第二の問題である。そこで次の表によって、特別資格者ごとに検討する必要がある。

本土	沖縄	資格規定 (沖縄)
統計主事 保健所長	統計調査員 同	ナ ン 保健所法 (一九五二、八、二五、立法第三三三号) 第七條第三項 医師であること 1 三年以上公衛業務に経験 2 主席指定の養成所の課程を修了した者 3 主席が前二項と同等と認めたる者 (統計法 (一九五四、九、一四立法第四三三号) 第十一條↓設置)
国民栄養調査員	住民栄養調査員	栄養改善法 (一九六〇年八、五、立法第一〇四号) 第四條第二項
栄養指導員	同	医師、栄養士、公衆衛生 看護婦の中から主席が任命 栄養改善法第七條第三項 (非常勤)
食品衛生監視員	同	食品衛生法施行規則 (一九五八、規則一〇二二号) 第十七條
環境衛生監視員	同	1 厚生大臣の指定した養成施設の課程を修了した者 2 主席より免許を受けた医師、歯科医師、薬剤師、獣医師 3 専門学校で関係課程を経たる者 4 栄養士で一年以上食品衛生行政に従事した者 清掃法施行規則 (一九五五、一〇八号)

本土	沖縄	資格規定 (沖縄)
防疫官吏	防疫官	第十五條 1 国立公衆衛生院で関係学科を修了した者 2 医学、獣医学、薬、畜、農水等の学科を修めたる者 伝染病予防法施行規則 (一九六八、規則六八号) 第四十三條 3 防疫官のうち一人は防疫行政事務に三年以上の経験のある事務職とし、他は技術職員とする。 技術職員の資格は 1 医師法による免許を受けた者 2 歯科医師、薬剤師及び獣医師等で細菌検査の実務に習熟している者 3 細菌検査に三年以上、講習会に一回以上 資格規定はないが、同法には設置がうたわれており、同法施行規則第三十二條により「衛生班」が置かれている。人口三万につき一班、一班↓四人
伝染病予防法第一六條第二項の吏員 と畜検査員	同	と畜法 (一九五九、九、四、立法第一八二二号) 第十九條第三項 獣医師の中から主席任命
狂犬病予防員	同	狂犬病予防法 (一九五二、八、二五、立法第二四四号) 第三條 獣医師の中から主席任命
医療監視員	同	医療法施行規則 (一九六五、規則第一五五号)

本土	沖縄	資格規定
監視医 薬事監視員	ナ シ	第二十七条 医療に関し、相当な知識を有すること。 法的規定なし 薬事法施行規則（一九六六、規則第七二号） 第七五条
毒物劇物監視員	同	1 薬剤師、医師、歯科医師、獣医師 2 専門学校でその課程を修了した者で一年以上薬事行政事務に従事したもの 3 三年以上薬事行政に従事した者で十分な知識を有するもの 毒物及び劇物取締法（一九五四、九、一四、立法第四一号） 第十八条
麻薬取締員	麻薬取締官 員	薬事監視員に任ねる 麻薬取締法施行規則（一九五五、規則第二二五号） 第十五条 官↓1 薬剤師 2 医師又は歯科医師 員↓1 薬剤監視員として一年以上の者 2 三年以上薬事行政に従事した者で主席が適当と認めたる者 社会福祉事業法（一九五三、十一、九、立法第八二号） 第十八条
社会福祉主事	同	① 二二歳以上の者 ② 琉大において指定科目を修了

民生委員の指導訓練に従事する吏員	指導訓練職員	③ 日本において任用資格を有する者 ④ 主席指定の養成機関、講習会を修了 ⑤ 主席の実施する主事試験に合格した者 本土法に準じ制定準備中（現在ナシ） 民生委員法第十九条第二項 社会福祉主事 身体障害者福祉法（一九五三、十一、九、立法第八一号） 第九条
身体障害者 福祉司	同	① 社会福祉主事 ② 琉大において指定科目を修了 ③ 医師
精神薄弱者 福祉司	同	④ 前項に準じる者 精神薄弱者福祉法（一九六九、九、三〇、立法一六〇号） 第七条
婦人相談員 児童福祉司	ナ シ	① 福祉主事で精薄事業に二年以上 ② 主席の指定科目を大学で修了した者 ③ 医師 ④ 前項に準ずる学識経験を有する者 児童福祉法（一九五三、一〇、一九、立法第六一号） 第十一条 ① 医師

本土	沖縄	資格規定
児童相談所長	同	② 大学において、心理、教育、社会学の課程を修了した者 ③ 前項に準ずる学識経験者 同法第十七条
児童相談所の判定をつかさどる所員	同	① 医師であつて、精神衛生に関し、学識経験を有する者 ② 児童福祉司の資格を有し、二年以上同事業に従事した者 ③ その他、前項に準ずる学識経験者 同法第十七条第二項第四号
児童相談所の相談及び調査をつかさどる所員	同	① 医師であつて、精神衛生に学識経験を有する者 ② 大学において心理学を修了した者 同法第十七条第二項第五号
教護院の教護	同	児童福祉施設最低基準（一九五六、七、一三、第七五号） ① 大学で心理、教育、社会学の学士を得た者 ② 一年以上児童福祉事業に従事した者 ③ 教員免許所有者で学校、児童福祉事業に従事した者 ④ 児童福祉事業に関し、特別の学識経験を有する者 同基準第六五条
教護院の教母	同	① 保母の資格を有する者 ② 三年以上児童福祉事業に従事した者で主席が適当認めたる者 同最低基準第六二条
教護院の医師	嘱託医師	

母子相談員	同	嘱託医の設置がうたわれている。 母子福祉法（一九六八、八、二七、立法第一四五号） 第七条第三項（特別資格なし） 主席が熱意と見識がある者を任命（非常勤）
農業改良研究員	ナ	農業改良促進法を改正し、本土法に準じ資格設置をうたり準備中
専門技術員	ナ	資格規定なし
改良普及員	ナ	設置については肥料取締法（一九五二、十一、三、立法第四八号） 第七条第三項で規定あり
肥料検査員	肥料検査官	資格規定なし
地方種畜検査委員	種畜検査委員	資格規定なし
家畜防疫員	家畜防疫官及び家畜防疫員	ただし、家畜改良増殖法（一九五二、十一、二〇、立法第五二二号）第六条第二項で畜産に関し、知識、経験を有する政府職員のうちから主席が任命 家畜伝染病予防法（一九五二、十一、一〇、立法第四九号） 第四九条 ① 防疫官、防疫員とも獣医師の中から主席が任命
林業専門技術員	ナ	
林業改良指導員	ナ	
森林害虫防除員	ナ	
漁業監督吏員	漁業監督官	資格規定なし ただし、漁業法（一九五二、一〇、一三、立法第四七号）第六九条で、所部の職員の中から主席任命

本土	沖繩	資格規定
水産資源保護指導員 計量器の検定等の事務に従事する職員 保安管理員 建築主事	ナ シ	建築基準法（一九五二、一、一五、立法第六五〇号） 第四条の二、三項 主事の資格検定は一般建築士及びこれと同等以上の実務の経験を有する二年以上の建築行政に従事した者から主席任命
農地主事 教育長	ナ シ	教育委員会法（一九五八、一、一〇、立法第二号） 第八三条第四項 教育長の選任に関する規則（一九五八年規則第六〇号） 教育免許を有する者から連合教育委員会が選出
社会教育主事補	同	教育職員免許法（一九五八、二、一〇、立法第九号） 第四条五号 社会教育主事補の資格に関する規則（一九五八、八、七、中教委規則第二二号） 第二条
指導主事 社会教育主事 養護教諭	同	① 普通免許を有する者 ② 大学で二年、六十二単位を修めた者 教育職員免許法 第四条、第五条

学校保健技師 体育指導委員 警察本部長	ナ シ	警察法（一九六九、一〇、一、立法第九三号） 第十六条 公安委員会の任命 琉球警察組織規則（一九六九、一〇、一、公安委規則第五号） 第三条、警視正、又は警視
警察署長	同	

(三) 共済組合

公務員退職年金法（一九六五年八月 立法一〇〇号 施行一八六六・七）が制定されていたが、公務員等共済組合法（一九六九年七月 一九七〇年七月施行）が本土法に準じてつくられた。この共済組合法は次の特色をもつ。

- ① 沖繩法では被扶養者の範囲が規定してゐない。
- ② 本土法のように、個々の組合を設けず、一括して給付事業を行なっている。但し、政府立学校職員には「公立学校職員共済組合法」（一九六九・七）がある。
- ③ 一九七〇年七月施行の「公務員等共済組合法」によると次の構成員よりなっている。
琉球政府公務員
立法院議員
市町村職員（市町村長含める）
琉球電信電話公社の役員
- ④ 沖繩法には次の長期給付がない。（国民年金法が未実施のため）

通算退職年金

一時金

返還一時金

死亡一時金

- ⑤ 一九六六年以前の掛金を支払わなかった期間は、通算するが掛金分を控除する。但し共済組合法によつて、恩給期間に相当する期間については、掛金分もみることとなった。
- ⑥ 短期給付については、復帰までは民間も含めた「医療保険法」によって一本化されている。(しかし、内容は七割給付でしかも現物給付でない。本島にある三カ所の保険事務所に請求してゆく建前なので実質は五割給付以下、保険会計は大幅な赤字となっている。)
- ⑦ 六月より共済組合事務局が発足するが、これは地共済にとられるので、今から市町村共済の担当者の養成も考えたい、と云っている。
- ⑧ 現在、一本化されているが、もし本土のように分断されると各省共済組合、衆参の組合、裁判所共済組合など二〇ぐらいの共済組合に分かれてしまう。(現在一九、〇〇〇人)これでは、沖縄での共済活動が失われてしまう。大同団結して闘うためにも一本化をかちとる必要がある。

(四) 市町村職員の定数と身分

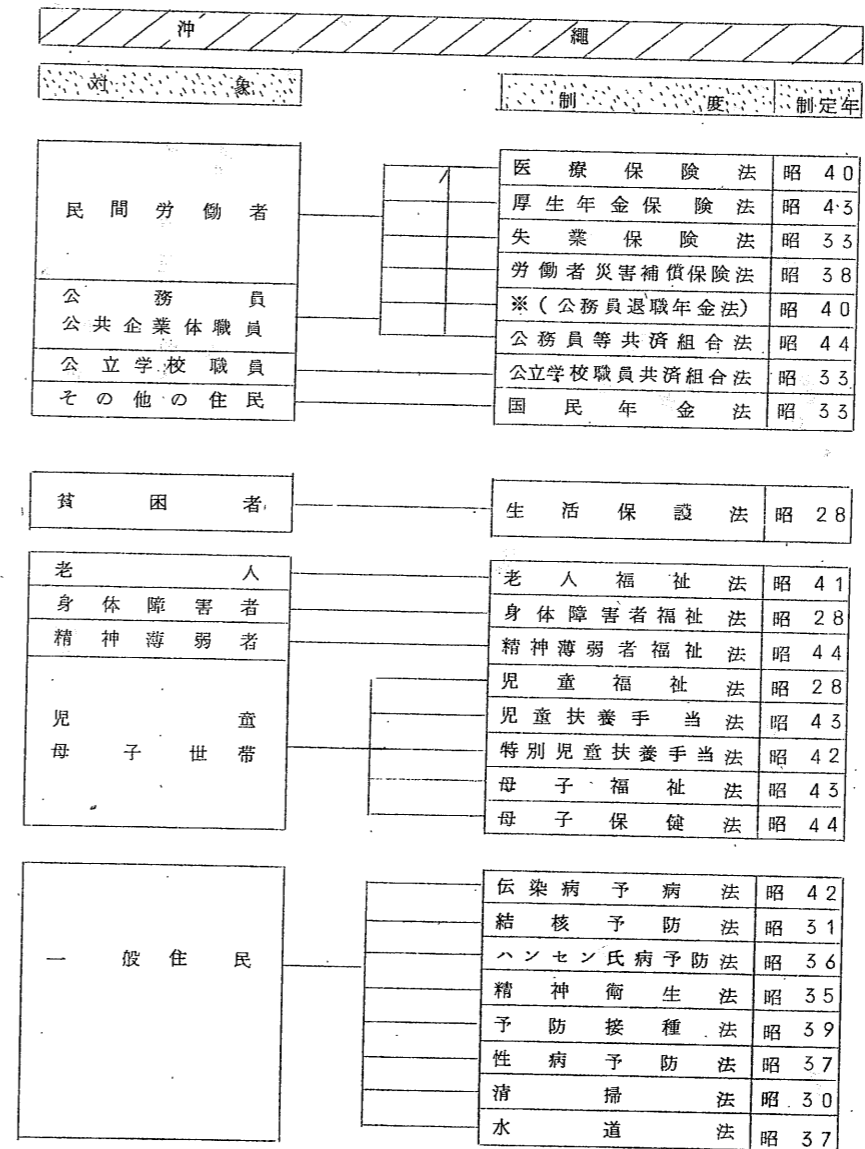
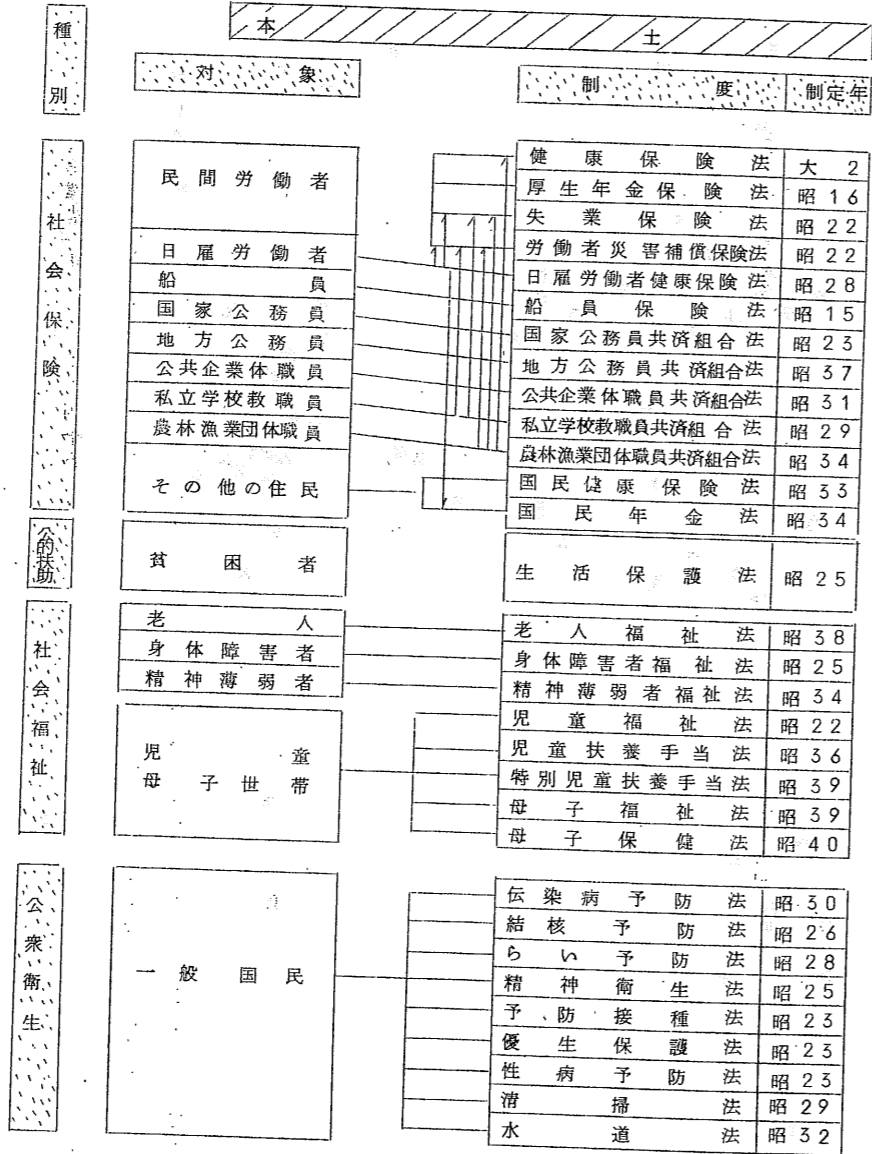
市町村、教育区、琉球政府、政府各省庁、最高裁との公共事務の再配分が行なわれるので、市町村のみの身分、定数をみても、かなり複雑となる。

政府から福祉事務所、保健所が都市へ移る。救急業務の市町村への移かん税目変更に伴う税務職員の移動、教育区の事務職員は市町村職員となる。教員は県の任命となってくる。こうした作業のもとに、市町村職員の定数がきめられてくるわけである。この定数と身分確任の闘いが必要となる。

第五章 社会保障制度づくりの問題

本土と沖縄の社会保障大系は、図(3)のように進った点をもっている。このうちとくに、重要と思われる部分について、比較検討を加えてみた。

(図3) 本土と沖縄の社会保障制度の比較(1969年9月)



一、社会福祉事業法（昭二十六年法四十五）

沖繩法としては社会福祉事業法（一九五三・一一立法）がある。本土法とのとくに違いは次点である。

1. 社会福祉事務所の設置主体は、沖繩では、政府で沖繩群島三地区、宮古群島一地区、八重山群島一地区の五地区であるが、人口基準がない。（法十三）

本土法では、県、市で人口十万ごとに福祉地区を義務づける。（町村設置は任意）

2. 福祉事務所の現業員の定数

		本土法	沖繩法
市	二四〇世帯→三人 八〇世帯→一人増		
県	三九〇世帯→六人 六〇世帯ごとに→一人増加	四八〇世帯→五人 八〇世帯→一人増	

（表23）

主事の任用は年齢二十歳以上 年齢二十二歳以上

3. 地方自治法別表(6)による資格認定が出てくるといふ問題がある（別項の説明参照）

二、生活保護法（昭和二十五年五月法一四四号）

	本土	沖繩
1. 実施機関	本土では都道府県知事の外、市長及び福祉事務所を管理する町村長であり、法十三条により都道府県をはじめ市は福祉事務所の設置義務がある。町村の場合でも設置することができる。	沖繩での実施機関は、行政主席のみであり、社法第十三条に規定する全琉五福祉事務所長に事務委任する。
2. 市町村長の協力	本土法では、福祉事務所を設置しない町村長の協力義務（第十九条）がある。	沖繩では、町村のほか市でも単独で福祉事務所を設置することができないから本土のように限定づけの必要はない。行政主席の保護処分に対する不服の申立ては直接行政主席へ出すこととなっている。
3. 不服の申し立て	本土では、保護の実施機関の処分に不服があるときは、当該機関を通して都道府県知事へ不服の申立てを行ない、なお、不服があれば厚生大臣へ申立てる（法第六四条と六九条）更に不服の場合は裁判所へ訴え提起する。（二審制）	沖繩では、福祉事務所長の処分に不服があるときは、当事務所を通じて行政主席へ申立てる。（法第六四条一、二、三）更に不服の場合は、裁判所へ訴えを提起する。

	本 土	沖 縄
4. 民生委員 事務監査 の指揮及 び監督	本土では、民生委員の協力があ る。本土では、保護に関する事務について厚生 大臣は、都道府県知事を、都道府県知事は 市町村長を事務監査する。	沖縄は民生委員の制度がない。
5. 費用の負 担市は	本土法では、国は十分の八、都道府県又は 十分の二となつてゐるが、	沖縄は、主席がただ一つの実施機関のためとの 必要がない。 沖縄では、全額政府負担となつてゐる。

三、児童福祉法（昭和二十二年二月、法一六四）

沖縄法には、児童制度で療育の給付の制度はない。児童福祉司の担当区域については、本土法では人口お
おむね十方から十三万までを標準としているが沖縄では五万人を標準となつてゐる。
国庫負担（法五十三、沖繩五十六）についてみると、本土では8-10補助、沖縄では9-10補助となつて
ゐる、本土が低く。

児童厚生施設の種類の沖繩では、幼児園制度がある。
保母試験受験資格（規四十）は、本土では高校卒又は十二年の学校教育となつてゐるが、沖縄法では高校
卒三年以上、児童の保護に従事した者となつてゐる。

◎ 児童福祉施設最低基準

(表24)

	(1) 保育所	
	本 土	沖 縄
保母の 数	三歳未満 六人につき一人 三〜四歳 二〇人 " " 四歳以上 三〇人 " "	二歳未満 一〇人につき一人 二歳以上 三〇人につき一人
設備基 準	一人につき一・九八㎡ 保育室、遊び室を二、三階に 設ける場合の要件規定	一人につき〇・五坪以上 保育、遊び室は一階

- (2) 母子寮
本土法では母子室面積二・四七㎡に対し、沖縄では二・五㎡
- (3) 乳児院
本土法では五十人未満と五十人以上の規定があるが、沖縄法では十人以下となつてゐる。
- (4) 養護施設
本土法では一人につき二・四七㎡（児童八人につき一人保母）、沖縄法では一人につき〇・七五坪（七人につき一人）

- (5) 精神薄弱児施設
 児童指導員と保母の総数が、児童五人につき一人、静養室設置規定あるが、沖繩法は七人につき一人、静養室はない。
- (6) 療育施設
 本土の児童室の面積は一人につき、二・四七㎡、沖繩では二・五㎡
 虚弱児施設 八人につき一人以上に対し一〇人につき一人以上
 育児施設 六人 " " 一〇人につき一人以上
- (7) 教護院
 児童六人につき一人に対して、沖繩では八人につき一人。
 重症心身障害児施設
 沖繩には最低基準はない。
- (8) 保母に代る女子の数は一・三以下で二年以内に対し、沖繩では一・二以下で期間はなし。
 母子寮への入所措置命令は沖繩はない。(法二十三)
 沖繩には民生委員法はない。

(表25)

児童福祉施設設置状況

1970・5

種別	公立		私立		計		備考
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
養護施設	1	100	1	85	2	185	
教護院	1	75			1	75	女子寮 15名
肢体不自由児施設			1	収容170 通園 30	1	収容170 通園 30	
精神薄弱児施設	1	32			1	32	
精神薄弱児連團體施設			1	130	1	130	うち八重山分園30名
保育所	46	3,086	20	1,158	66	4,244	私立保育所 休園中1カ所30名
計	49	3,283	23	1,573	72	4,856	
児童・厚生施設 (児童幼稚園)			18		18		

本土と沖縄の保育所設置状況比較

(表26)

	施設数	格差	収容定員	格差
沖縄	50	100.0	2,745	100.0
島根	212	424.0	12,662	497.7
鳥取	163	326.0	12,612	459.5
徳島	136	272.0	8,994	327.7
香川	153	306.0	11,189	467.6
高知	321	642.0	20,293	812.1
全国平均	253	506.0	20,109	732.6

(沖縄琉球政府厚生局児童福祉課調べ=1968年3月 本土=全社協「保育年報」1967年10日)

(表27) 老人福祉施設の比較 (老人ホーム、老人福祉センターなど)

(本土=1966 沖縄=1968)

鳥取	7
島根	14
徳島	12
香川	11
高知	7
沖縄	4

四、清掃法(昭和二十九年法七二号)

沖縄法の清掃法(一九五五・一一立法六六号)では、用地費を除いて、ゴミ処理施設には一〇割補助(規則一六条)また、し尿貯溜槽、ゴミし尿運搬車両に対しては五〇%補助である。本土費では一・一三以内補助となっている(施行令六条)

沖縄では、一九六九年六月末で、ゴミ処理施設の普及率は五四・二%、し尿処理施設は皆無である。沖縄には未だに、し尿処理施設が全くない。下水道処理場も那覇市でやっと、昨年七月に少数面積で動き出したにすぎない。本土法のような補助率になると、格差はより深刻となる。

五、水道法(昭和三十三年六月法一七七号)

沖縄には、水道法(一九六二・七立法五十三号)があるが、本土法との違いをみると次の問題がある。

1. 水道事業、用水供給事業の認可許可は、沖縄では行政主席が行なっているため、厚生大臣が許可、認可したとみなす規定が必要とされる。また、水道技術管理者の資格について、厚生大臣が認定する講習会を終了したものとなるが、沖縄は主席となるのでみなす規定が必要。
2. 沖縄では、水道事業の新設、増設、改設、災害復旧に要する費用の一部又は全部の補助ができることとなっている。(法四十四) 本土法では、簡易水道の新設に要する費用の一部を補助するとなつていから、本土なみとなると、深刻な格差問題が出てくる。
3. 沖縄での補助内容は、次の通りである。

簡易水道 七〇%

二市町村以上を全水区域とし新設する水道事業で主席が認めた

七十五ミリ以上の幹線施設 一〇〇%

前項の幹線からの支線施設 七〇%

以外のもの 五〇%

つまり、沖繩では、水道事業は、独立採算制を原則としていないところに本土との違いがある。

六、医療法（昭和二十三年法二〇五号）など

① 医療施設

特に問題となる点はないが、診療所の入院期間の制限について、本土では四十八時間以内となっているが、沖繩の医療法上は十四日以内となっており、現在は病院の普及状態に於いて復帰時点で四十八時間以内に制限された場合は入院患者の収容に混乱を生ずるおそれがあり、病院の数が増加する間は現行どおりにする必要があろう。

② 医療従事者

a 医師及び歯科医師

沖繩のみの免許を有する医師・歯科医師については、復帰後は、どのように取り扱うか本土政府でもまだ検討の段階であるが、仮に国家試験の受験資格を与えるにしても、年令的に困難な面があろう。

b 公衆衛生看護婦（保健婦）、助産婦、看護婦

これらの者はほとんどが沖繩の養成機関で養成された者であるため本土の免許は取得していないが、養成機関のカリキュラム等は本土と同様のものである。但し、その中の少数については、旧制度により免許を取得した者がおり、これらの復帰時の処置が当面の問題点となっている。

衛生検査技師及び診療エックス線技師

これらの者の半数程度が沖繩の特例試験により免許を取得した者である。但し、この試験は、厚生省の全面的バックアップのもとに行なわれている。

d 介輔、歯科介輔

終職当時の医療従事者の少なかった時に、その打開策とし、制限付の医療従事を許可したが、現在これらの業務は、介輔及び歯科介輔規則（一九五八年規則第一〇八号）により制限つき業務を許可されてへき地住民の医療に従事している。

この制度は本土にはない制度であり、復帰すれば廃止されることが予想される。しかしこの制度化の趣旨及び復帰後の医療の確保等をかん案しならかの処置の方法が配慮されなければならない。

③ 結核療養所

(ア) 沖繩の結核対策で最も急務とされているのは感染源対策としての要入院患者を完全に収容することであるが、結核病床の不足からこれらの対策が充分行なわれていない。

(イ) 沖繩の財政事情からして充分なる療養所の経営は困難であるから既設の療養所を国立にして国の負担で行う必要があろう。

④ 政府立病院について

(ア) 政府財政の都合により計画年度内に病院の整備が完了できないものと思料されるので、格差是正の面から整備費についての援助が必要であらう。

(イ) 那覇病院並びに中部病院のいずれかは国立に移管すべきだろう。

⑤ 政府立診療所について

(ア) 診療所の経営は多額の赤字が生ずるので、へき地医療対策の強化を計る点から経営費並びに施設整備費について援助が必要である。

(イ) 復帰の時点で市町村に移管し、経営について地元市町村、県、並びに国の責任において行ないへき地医療の強化を図る必要がある。

⑥ ハブ対策

ハブ対策事業は現在全額琉球政府予算で実施されているが、復帰の時点で本土政府の補助事業にすることが望ましい。奄美大島においては奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第一八九号）の適用によつてハブ対策費は殆んど国の補助になつている。

⑦ 薬剤師法関係

過去において、沖縄の薬剤師試験により免許を取得した者が三人いる。これらの者の日本薬剤師免許の取得について、特段の措置を講ずる必要があらう。

復帰時点で日本薬剤師免許を有しない薬剤師は特別措置を講じて日本薬剤師として取り扱つていく。

⑧ 麻薬及び薬事監視について（特別措置等が必要と認められる）

麻薬取締官、（員）について

- 1 麻薬取締官二名についてはそのまゝ九州地区ブロックの支所にして駐在させてもらふ必要がある。
- 2 麻薬取締員については県の麻薬取締員としてそのままにする。

(表31) 介輔の現状

介輔、歯科介輔の動態及地区別就業状況 1969年3月

	許 可 総 数	動 態					就 業 内 訳			
		大島帰還	死亡	転業	廃業	就業	政務勤務	民間勤務	限地開業	
介	全 沖 縄	126	30	17	18	5	56	24	5	27
	沖 縄 北 部	25	—	7	2	—	16	6	—	10
	沖 縄 中 部	18	—	2	3	—	13	4	3	6
	沖 縄 南 部	27	—	3	6	2	16	8	2	6
	宮 古	5	—	1	1	1	2	2	—	—
	八 重 山	21	—	4	6	2	9	4	—	5
輔		30	30	—	—	—	—	—	—	—
歯	全 沖 縄	35	2	1	8	5	19	—	6	13
	沖 縄 北 部	7	—	—	1	1	5	—	1	4
	沖 縄 中 部	1	—	—	—	—	1	—	—	1
	沖 縄 南 部	17	—	—	4	4	9	—	4	5
	宮 古	2	—	—	1	—	1	—	1	—
	八 重 山	6	—	1	2	—	3	—	—	3
介 輔		2	2	—	—	—	—	—	—	—

(表28) 医療施設数(本土類似県との比較) ※比較年次 沖縄 1968年末
本土 1966年末

類似県	種 別	総 数	病 院	診 養 所	歯科診療所
沖 縄	総	407	19	289	99
全 国	平 均	2,375	165	1,588	628
類 似 県	平 均	866	83	568	213
島 根	根	916	53	651	312
徳 島	島	808	87	544	177
香 川	川	886	94	545	247
高 知	知	854	103	534	217

(表29) 病 床 数(本土類似県との比較) ※比較年次 沖縄 1968年末
本土 1966年末

類似県	種 別	総 数	一般病床	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床
沖 縄	総	6,673	2,980	1,298	61	1,014	1,320
全 国	平 均	24,577	15,009	4,165	518	4,598	287
類 似 県	平 均	12,299	7,558	1,978	282	2,266	215
島 根	根	9,344	5,556	1,450	315	2,023	
徳 島	島	12,113	6,860	2,631	291	2,331	
香 川	川	13,579	8,281	2,085	259	2,094	860
高 知	知	14,707	9,538	2,285	265	2,619	

(表30) 医療従事者数(本土類似県との比較) ※比較年次 沖縄 1968年末
本土 1966年末

類似県	種 別	医 師	歯科医師	看護婦	公衆衛生看護婦	助産婦	薬剤師
沖 縄	総	447	123	779	179	346	365
全 国	平 均	2,408	783	4,969	296	694	1,539
類 似 県	平 均	969	260	2,631	187	277	440
島 根	根	843	241	2,520	209	349	303
徳 島	島	1,143	226	2,358	143	276	612
香 川	川	1,002	320	2,890	214	245	450
高 知	知	888	251	2,754	170	236	397

七、保健所法（昭和二十二年九月、法一〇一号）

沖繩では、政府所管として保健所を六ヶ所もっているが、離島をかかえる九州の長崎県よりも、十ヶ所も少い。人口十万人に一ヶ所の基準からしても四ヶ所不足しているが、復帰后、保健所は、全部、沖繩県に所属するか、那覇市などが政令市となつて、移しようされるかは不明である。

保健所の実施している公衆衛生事業の一部が市町村に移管されるが、現状の医療要求からして問題をかかえている。

また、保健所が現在取扱つている診療業務を、復帰后に廃止することは、医療機関の不足から特例措置が必要となる。

表（三十二） 保健所（昭四十五年度）

県名	個所数	人口
沖繩	六	九七万人
宮崎県	十一	一〇〇〇〇〇
長崎県	十六	九十〇〇〇〇

第六章 警察教育制度

(一) 警察法（昭和二十九年、法一六二）

沖繩の警察法では、警察職員は海難救援、救急、火災取締も同じく行なつてゐる。本土法では海上保安庁、消防庁、警察庁に分断される。

沖繩法では、警察職員は、政府職員で主席の任命によつてゐる。本土法によると沖繩県警の本部長と地方警務官はすべて国家公務員とし（本土）の派遣職員である。県知事の任命権もなくなる。沖繩県民に対する責任よりも、本土政府に責任をもつ警察となる。沖繩の人々の生命と財産を守るものよりも、反政府的な治安活動に力点が入つてくるのではない。

消防のうち、救急については、市町村業務となるが、琉球政府全体で、救急車は三台という。当面、県の仕事としてのこのでないか。沖繩問題を原点として、自治警察の闘いを組織するべきだろう。

(参 考)

警察行政について（琉球警察本部）

1. 制度の概要

琉球警察は、戦後長期にわたつて米国民政府高等弁務官布令である警察局設置法によつて運営されてきたが、一九六九年十月一日琉球政府による警察法が施行され、現在は、公安委員会管理の下で本土とほぼ同じ組織制度で運営されている。しかし、所掌事務において、消防、海上保安（救難）、火災類等の業務を警察が受持つてゐることおよび米軍関係事件等の事務が多いことについては

本土警察と異なる特殊事情である。所掌事務の異なる点について、復帰に備えて本土と同様にするため努力中である。
2. 運営上の問題点

次に掲げる事項の必要経費については、琉球政府の財政的制約があつて、本土警察の水準に比較して相当の較差がある。沖縄の特殊事情を参酌し、本土政府の特別補助措置を講ずる必要がある。

- (1) 警察庁舎等施設の整備充実
- (2) 警察用車両および警察用船舶の購入および維持管理
- (3) 捜査鑑識等資器材の整備強化
- (4) 警察通信施設の整備充実および維持管理
- (5) 琉球警察学校における教育訓練
- (6) 本土の警察教養機関における職員研修の強化

3. 施政権返還に際しての問題点

- (1) 道路交通法（通行区分）の適用
通行区分の変更は、交通保安施設、道路施設、教育等の対応措置および予算措置を講じ、混乱を防止する必要があるため慎重に行なわなければならない。
- (2) 事務移管
海上保安（救難）、救急業務、火災類等の事務を本土と同様の機関へ移管する必要がある。
- (3) 刑事特別法の適用
刑事特別法の施行により捜査権が拡大されるので捜査機関の体制を強化する必要がある。

1. 消防行政について（琉球警察本部）

制度の概要

沖縄における消防制度は、消防組織法、消防法、消防施設強化促進法、火災予防規則、危険物取締規則を基本法令として運営され

ている。これらの法令は、本土の法令とほぼ同様の規定であるが、消防事務については本土では、国は消防庁、都道府県は総務部が所管しているのに対し、沖縄では公安委員会の管理の下で警察が所管していること、消防設備士、消防検定、消防施設の設備基準、公務災害補償、職員の訓練施設、救急業務等の制度が未だ整備されていないことが、本土と異なる点である。

(注) 消防業務を総務局へ移管するため立法改正勧告済

2. 消防力の現況と問題点

全沖縄各市町村の保有する消防機械は、大型消防車に換算すると二二一台で、そのうち使用年数十六年以上の老朽車は六十五台（大型消防車に換算）である。全沖縄における消防施設の基準に基づく必要数は二四五台（大型消防車に換算）で、不足数は二二一台である。防火水そうは、基準に基づく必要数は七二一基であるが、現在数は一八二基で不足数は、五三九基である。

消防専用無線電話装置は、八市町消防本部のうち整備されたのが一市だけで、他の七市町の消防本部は未整理である。消防施設の基準による消防施設の不足数は全沖縄で、消防機械二二一台、防火水そう五三九基、消防専用無線電話装置七市町である。これが整備については、市町村財政等のことあるので年次計画で整備する予定である。

これまでの市町村の整備計画からして、年間消防機械は十五台（大型消防車に換算）、防火水そう二十五基であるので、これが基準数に達するまでには、消防機械は十二年以上を要し（不足数二二一台に老朽車の更新六十五台含めて一八六台）、防火水そうは二十年以上となる。

市町村の消防施設の整備がとれる理由は、市町村財政に基因しており、市町村財政がそのまま推移して本土復帰と同時に本土法が適用されると補助率は三分の一以内となるので、この種事業の整備はますます困難となる。現在沖縄では補助率が二分の一以内であるが、これも市町村の消防施設の整備計画は十分でない状況であるので本土復帰と同時に補助率は三分の二以内とし特別の措置をはかる必要がある。

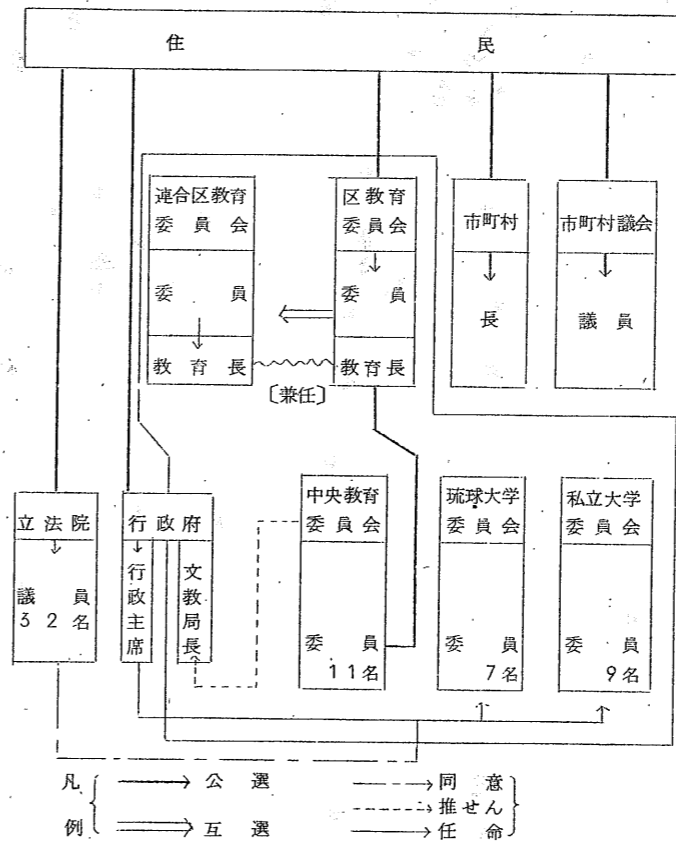
八重山	八重山	(三)
宮古	宮古	(六)
南部	南部	(十四)
那覇	那覇	(六)
中部	中部	(十四)
北部連合教育区	北部連合教育区	(十六教育区)

なお、沖縄の教育区は五九ある。
 つまり、教育二法が沖縄では反対斗争のため、未だに制定されていないからである。
 この教育権をどう守つてゆくかは、本土の教育制度の民主化に直接つながってくる。

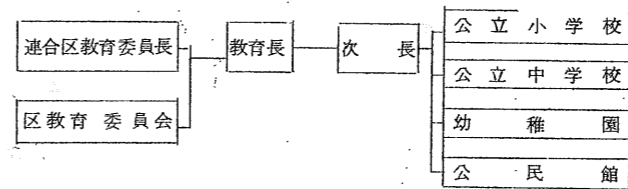
- ② 本土法がそのまま、適用されると、教育委員会は行政側の任命による行政委員会となつて、中央集権がつよまり、実質上、教育予算編成権、執行権は認められなくなる。
- ③ 教育長の任命も文部大臣の認可が必要となつてしまふ。
- ④ 教員の扱いも、教育区から、沖縄県に引上げられ、給料、任用などは、県教育委員会の仕事になつて、中央集権化される。

(図 4)

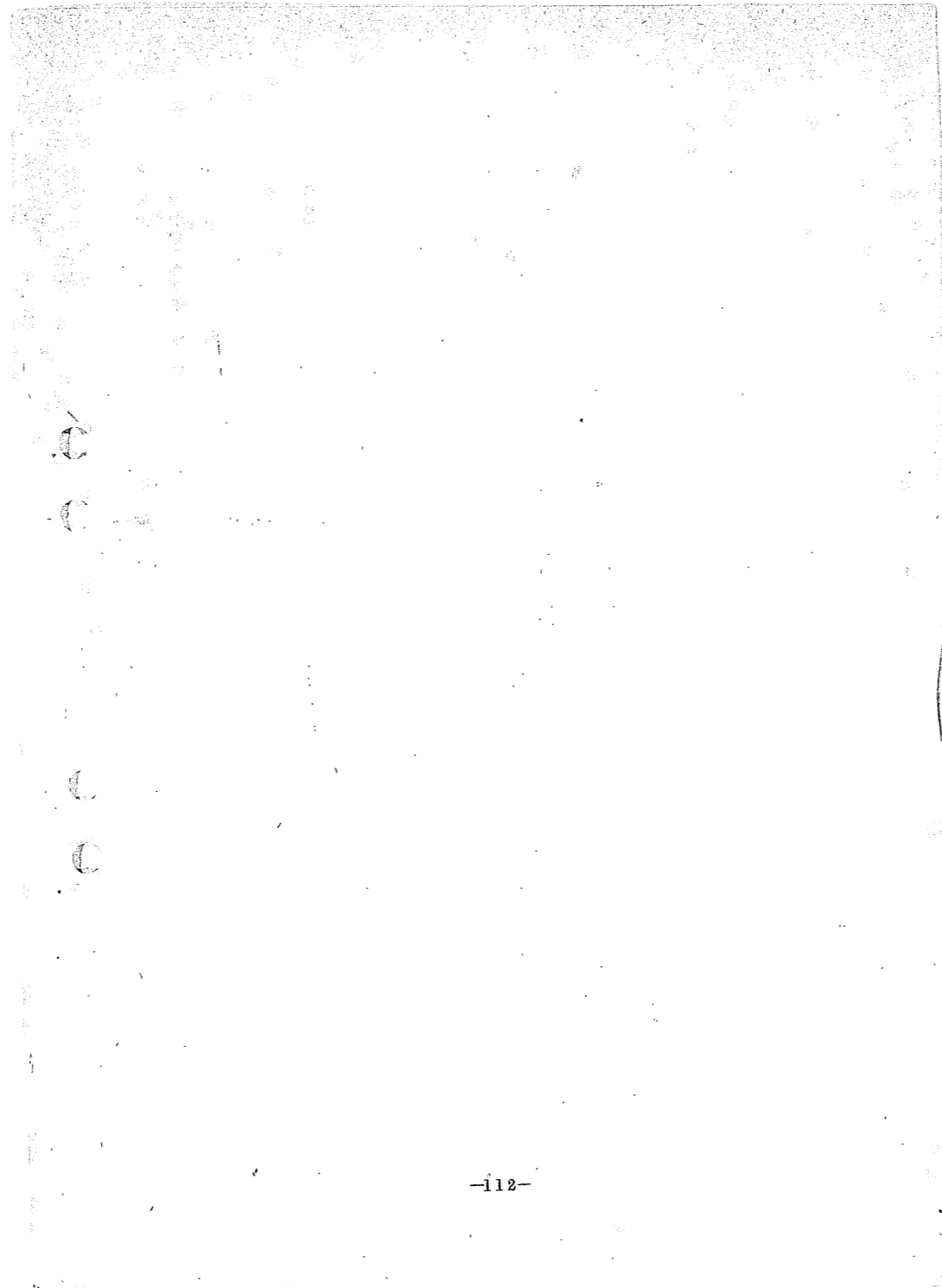
(1) 教育行政組織



(2) 地方教育委員会



(二) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月、法一六二)
 ① 沖縄では、民主的な教育委員会法がある。そのため教育行政が根本的に異つてきわめて民主的な運営がなされている。



(参考) 小中学校整備全体計画(琉球政府文教局)

(I) 目標

1970年度を初年度とする5ヶ年計画で学校施設の本土との較差を縮めるため、次の目標を定める(昭和43年5月現在の類似県(島根、徳島、高知佐賀、宮崎の水準を目標とする))

- (1) 校舎の基準達成率を95%に引き上げる
- (2) 屋内運動場の基準達成率を70%に引き上げる
- (3) 水泳プールの保有率を15%まで引き上げる
- (4) その他の施設(給食準備室、教員住宅)を100%充足する

(II) 資金計画

区 分	第一次三ヶ年計画				第二次計画		計								
	1970年(昭44)	1971年(45)	1972年(46)	小 計	1973年(47)	1973年(48)									
計 (ドル)	5,240,698	10,555,000	10,555,000	26,285,020	10,935,000	10,446,300	47,126,320								
日 政 援 助	3,457,014	7,670,400	7,670,400	18,747,272	7,670,400	7,670,400	34,086,072								
米 政 援 助	560,000	1,000,000	1,000,000	2,560,000	1,000,000	1,000,000	4,560,000								
琉 球 負 担	1,223,684	1,884,600	1,884,600	4,972,748	1,724,600	1,775,900	8,480,248								
市 町 村 其 他	0	0	0	0	0	0	0								
資 金 量	計 (ドル)	5,240,698	10,555,000	10,555,000	26,285,020	10,935,000	10,446,300	47,126,320							
	日 政 援 助	3,457,014	7,670,400	7,670,400	18,747,272	7,670,400	7,670,400	34,086,072							
事 業 量	項 目	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額						
	校 舎	小学校 (47%) 18,910m ²	1,692,575	(80%) 3,700,000	3,700,000	(8.5%) 3,700,000	3,700,000	9,2910	9,092,575	(90%) 3,700,000	(95%) 3,700,000	3,700,000	16,6910	16,492,570	
屋 内 運 動 場	中学校 (71%) 11,340	1,740,314	(77%) 2,500,000	2,500,000	(8.3%) 2,500,000	2,500,000	6,9370	6,740,314	(89%) 2,500,000	(95%) 2,500,000	2,500,000	2,500,000	11,9370	11,740,314	
	特殊学校 (47%) 2,430	212,025	(59%) 2,500	2,500,000	(70%) 2,500	2,500,000	7,430	7,120,25	(74%) 1,000	(77%) 657	65,700	9,087	8,774,25		
水 泳 プ ー ル	小学校 (10%) 5,800	406,175	(25%) 1,700,000	1,700,000	(40%) 1,700,000	1,700,000	3,9800	3,806,175	(55%) 1,700,000	(70%) 1,700,000	1,700,000	1,700,000	7,3800	7,206,175	
	中学校 (19%) 7,000	615,583	(31%) 1,000,000	1,000,000	(44%) 1,000,000	1,000,000	2,7000	2,615,583	(56%) 1,000,000	(70%) 1,100,000	1,100,000	1,100,000	4,8000	4,715,583	
給 食 準 備 室	小学校 (4%) 4基	120,000	(6%) 4	122,000	(8%) 4	132,000	12	384,000	(9%) 4	(11%) 4	132,000	132,000	20	648,000	
	中学校 (8%) 4基	124,000	(11%) 4	132,000	(13%) 4	132,000	12	384,000	(16%) 4	(19%) 4	132,000	132,000	25	648,000	
〜地教員住宅	小 中	19棟	150,000	20	300,000	20	300,000	59	750,600	20	300,000	20	300,000	99	1,350,000
〜学校風呂	小 中	8棟	50,018	70	609,000	70	609,000	148	1,268,120	70	509,000	68	591,000	286	2,468,728
寄 宿 舎	特殊学校	340 m ²	282,220	300	300,000	300	300,000	940	882,220	200	200,000	230	230,000	1,370	1,312,220
上 記 以 外 諸 施 設	小 中 特	(防音教室 整備)	40,000	(校舎整備)	200,000	(校舎整備)	200,000		440,000	(校舎整備)	200,000	(校舎整備)	200,000	-	840,000
災 害 復 旧	小 中	(-)	65,678												

第七章 労働法、食糧管理法など

(一) 労働関係

沖縄では、次の立法があり、地方公営企業労働関係法はない。

- 労働組合法
 - 労働関係調整法
 - 労働基準法
 - 琉球政府公務員法
 - 琉球人被用表に対する労働基準及び労働関係法
- 労働委員会としては次の五つがある。
- (1) 中央労働委員会
 - (2) 地方労働委員会
 - (3) 船員労働委員会
 - (4) 公共企業体等労働委員会
 - (5) 労働関係委員会

本土に復帰した場合、(1)(5)が廃止されるわけであるが、中央労働委員会が東京に吸収されると、二審制が事実上崩れることとなるのではないか。

(表33) 雇用者の状況 (単位千人)

種別	年度	1963	1964	1965	1966	1967	1968
	総数		17.5	18.2	18.6	19.6	21.0
民雇用者		11.4	12.1	12.3	13.0	14.2	14.9
公雇用者		2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.2
軍雇用者		3.6	3.5	3.5	3.8	3.8	4.0

(表34) 本土就職状況

年次	求人総数	就職者総数	中学卒	高校卒	一般
	人	人	人	人	人
1963	7,180	851	470	170	211
1965	17,506	2,972	1,125	307	1,540
1967	27,736	4,040	1,106	582	2,352
1968	45,461	4,741	1,247	1,015	2,485

(表35) 適用法規別組合数および組合員数

適用法規	組合数		組合員数		対前年増減数	
	1968年		1968年		組合数	組合員数
		%	人	%		
合計	152	100.0	57,919	100.0	8	9,967
労組法	145	95.4	22,449	38.8	7	5,221
公労法	1	0.7	2,115	3.7	0	△7
船員法	1	0.6	1,300	2.2	0	△361
公務員法	2	1.3	10,620	18.3	0	886
布命116号	3	2.0	21,435	37.0	1	4,228

また、沖縄の労働基準法では次の点が本土と違っている。

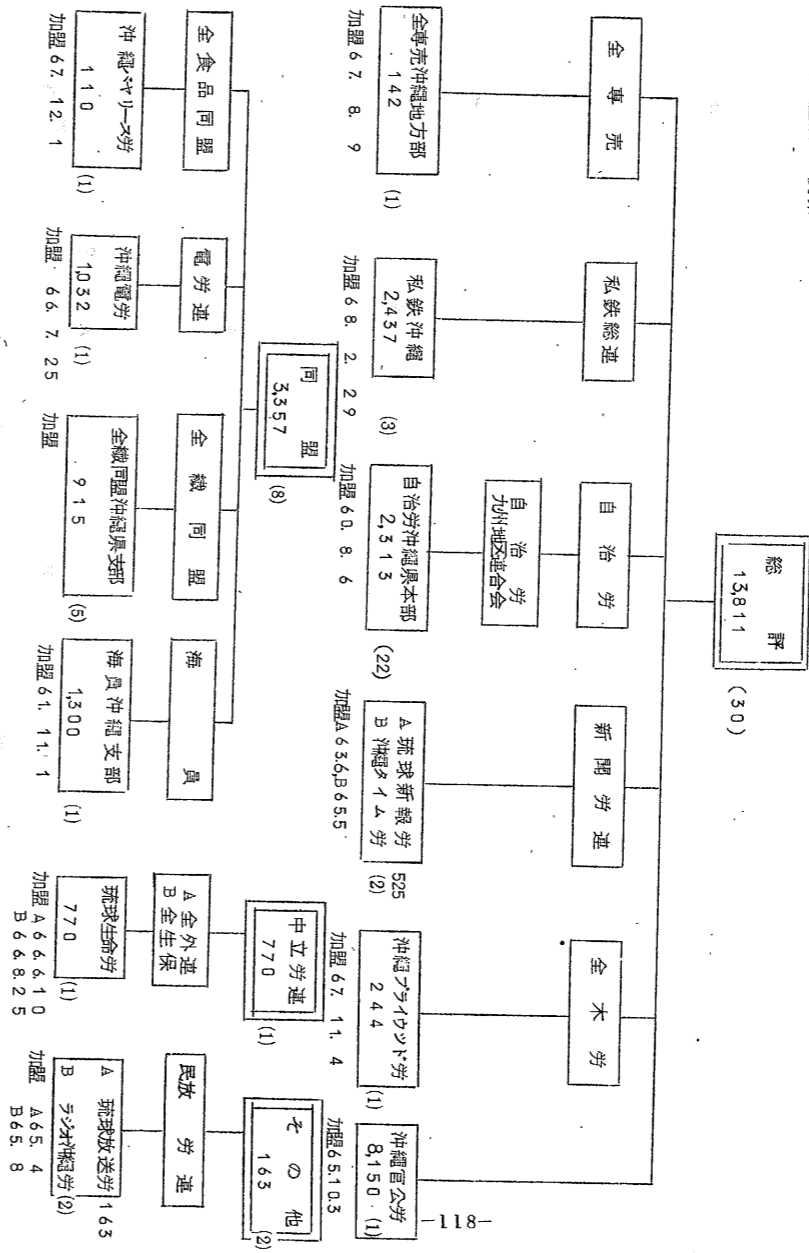
1. 沖縄では、資金の支払について、小切手、郵便為替で支払い可能となっている。
2. 本土法では最低賃金法があつて最低賃金制があるが、沖縄ではない。ただ主席によつて次のことが行なわれることとなつている。
 - a. 全島一円。最低賃金方式
 - b. 賃金審議会の設置
 - c. 公聴会
3. 休暇の積立制がある。法四〇条によると、二四〇時間まで積立てられ退職のとき支払われる。
4. 市町村職員には全面適用。

職業安定法については、労働大臣の出先機関になるという問題と広域職業紹介、広域ネットワークの要望という問題がある。これでは、地場産業は衰え、過疎化が促進されてしまう。

1. 本土組織との関係

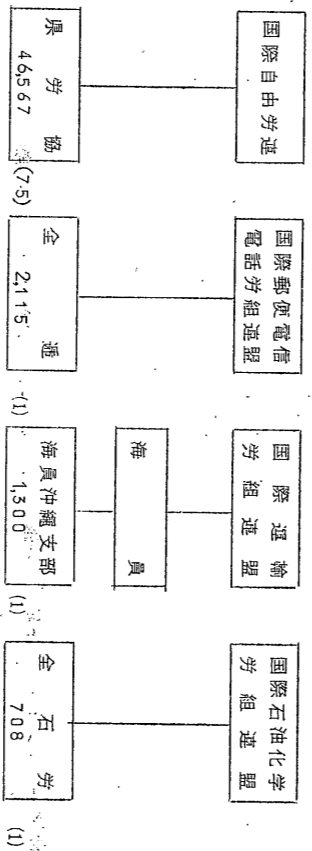
(図5)

1968年12月31日現在



2. 国際組織との関係

1968年12月31日



注()内は組合数

(二) 食糧管理法（昭和一七年二月、法四〇号）

農林省の食糧事務所が設けられ、食糧管理法が適用されると、沖縄の消費米価は一挙に二倍以上にハネ上がって県民生活へのハカイトつながらる。

(表 36)
沖縄での各年度銘柄別輸入実績（単位：kg）

銘柄	年次	1967年	1968年	1969年
豪州白米		21,562,194	18,038,995	3,631,801
豪州砕米		3,866,369	3,056,415	1,640,683
加州白米		30,419,059	6,623,523	
加州玄米		18,301,902	47,674,112	55,300,129
タイモチ米		2,899,359	1,616,203	2,758,664
フランス米		8,349,974		豪州玄米 8,526,838
エジプト米		3,643,203		
その他			172,390	本土米 2,073,646
計		89,042,065	77,181,648	74,444,851

(注) 玄米は白米換算(87%)した。
砕米は工業米も含む。
※琉球政府農政課。

(三) 道路交通法（昭和三十五年六月、法一〇五号）

本土法では、歩行者の通行区分は右側（一〇条）、車両の通行区分は左側（一七条）となつていたので、沖縄と全く逆である。

欧米諸国をはじめアジア各国とも車両は右側になつており、最近スエーデンも右側に移行し、世界の趨勢で、日本もこの方向にはさからえまい。本土法なみにしてから、また右側にするという混乱した事態になりかねないので、沖縄は現状のままではよいのではないか。もし変更するとバスタップをはじめ、信号などすべてとりかえ、その経費は巨額であるばかりか、交通事故の激増などで日常生活は混乱しよう。

(四) 貨幣法（明治三〇年三月、法一六号）

日本銀行法（昭和一七年二月、法六七号）

1. 米ドルから日本円に切りかえがどのように行なわれるか。銀行券のみの交換となるのか。
2. フリーゾーンとドル受取り制度の実現の希望がでている。

(2) 住民基本台帳法（四二年七月、法八一号）

沖縄には住民登録がある。那覇市の場合で、首里支所、小禄支所、真知志支所の三ヶ所もあるが、いずれも生活保護、戸籍、課税など広い事務を担当しているが、本土法そのまま行なわれるといずれも、廃止となる。これをどうするか問題だ。

補章 琉球政府の税財政問題

(一) 琉球政府財政について

米政援助が七一年度予算をめぐって、六〇〇万ドル削減された。それは、教員給与分であつた。それは、沖縄返還に伴つて、いわゆる消費的経費（住民サービス）は、有償返還の対象となりえないが道路港湾など土木建築などに対する行政投資については、ファイナルなものとして、有償返還の対象となるからといわれている。それは施政権者としての責任放棄として批難されている。

日本政府援助としては、国政分として、四〇億円の琉球政府要求に対しては二〇億円ドルとなつたが、それは、米政援助の削減分に対応することとなつてしまつた。

日政援助としての三〇〇万ドルの市町村交付金は、琉球政府分とはならず、全額市町村交付金となつたり所得税減税、復帰作業をめぐる特別の財政需要の激増など財出増の財入減があつた。これは、琉球政府の財硬直化を深刻化させた背景であつた。

日政援助は、すべて政府各省庁のヒモッキ援助なので資金の効率利用が困難となつている。

琉球政府が、政府と沖縄県と市町村分の一切の財政需要をまかなつているが、政府分と、国税分が対応しているか県分と、県税分が対応しているかを検討する必要がある。

とくに復帰作業に伴う財政需要を推計する必要がある。

(表37)

琉球政府1971年度歳入・歳出見込

(昭和45年7月~46年6月)

(単位:ドル) 70.4.7

歳 入				歳 出			
区 分	1971年度見込	%	前年度比較増△減	区 分	1971年度見込	%	前年度比較増△減
租 税 収 入	91,622,000		10,422,000	人 件 費	45,452,969		10,786,562
印 紙 収 入	5,891,000		1,946,266	現 員 現 給 分 欠員補充期末手当追加	35,552,969		8,865,662
税 外 収 入	3,223,000		126,052		人 勸	7,000,000	
前 年 度 剰 余 金	100,000		▲ 1,400,000	運 営 費	12,340,519		372,496
計	100,836,000		11,094,318	事 業 費	13,461,496		10,814,393
日 政 援 助	68,257,451		21,035,649	日 政 援 助 米 政 援 助	61,840,417		15,169,652
米 政 援 助	13,515,000		△ 6,835,000		自 己 財 源	61,134,546	
借 入 金	10,000,000		△ 3,471,516	7 1 年 度 分	57,884,546		△ 395,259
計	91,772,451		10,729,133	7 0 年 度 補 正 に よ る 政 債	3,250,000		3,250,000
				予 備 費	200,000		△ 150,000
合 計	192,608,451		21,823,451	合 計	192,608,451		21,823,451

(表 88)

1971年度自己財源使途明細

事 項	1971年度予算額	前年度比較増 △減	備 考
1 人 件 費	37791859	4625452	70年度予算額 25343066 - 尺1A1500000 = 23843066 { 71年度所要額 25866329 (尺1A1875000 GOT5786110) 18205219
(1) 俸 給	18205219	△ 5637847	
(2) 期 末 手 当	9686640	363299	
(3) 欠員補充、期末手当追加	2900000	2900000	
(4) 人 勤	7000000	7000000	
2 運 営 費	11709595	292609	70年度予算額 11968023 - GOT551037 = 11416986 { 71年度所要額 12340519 - GOT630924 = 11709595
3 事 業 費	61134546	2854741	
(1) 交 付 税	15714556	1949469	
(2) 特 別 会 計 繰 入	3256651	△ 349321	(社会保険特会給付勘定及び交付税特会繰り入れ除く)
(3) 社会保険年金の負担金	1035162	494624	
(4) 出 資 金	1000000	△ 1100000	
(5) 教 職 員 給 与	14767958	4503898	
(6) 借入金償還利子	4603448	1628821	
(7) 日本政府援助金対応費	7178321	3857101	
(8) 前年度政府債務負担行為	2872269 3250000	1703656	
(9) そ の 他	7450181	△ 9833507	
4 予 備 費	200000	△ 150000	
合 計	110836000	7622802	

(表 39)

政府予算の国県市町村負担調(1969年度立予算による)

局 別	政府予算 (A)	国 (B)	県 (C)	内 訳		市 町 村 (D)	内 訳			差 額 (A) - (D)
				国	県		国	県	市町村	
立 法 院	862051	104366	757685		757685					
裁 判 所	1879681	1879681								
総 務 局	18687836	15095049	3581887	8646	3573241				10900	
企 画 局	4353365	1150430	1563997	9695	1547002				1638938	
主 税 局	2806967	2702003	104964		104964					
法 務 局	3204087	2646262	554525	169841	384684	3300	3300			
農 林 局	11830642	2380128	9330889	3843099	5487790	119625	34538	85087		
通 商 産 業 局	8037762	1935270	6102492	1887782	4214710					
建 設 局	18109304	87910	15751070	3976620	11775050	2270324	816575	1453749		
厚 生 局	21574704	4222486	15566413	6960756	8605657	949418	170434	78530	700454	836387
労 働 局	955712	296158	331299	39546	291753	328255	177800		150455	
文 教 局	41774782	865572	34351938	12098810	22253128	6557272	2740615		3816657	
琉 球 大 学	3513460	3513460								
警 察 局	6335182	994372	5287660	227978	5059632	53150	35433		17717	
検 察 庁	846885	846885								
人 事 委 員 会	120803	51945	68858		68808					
会 計 検 査 院	123193	52973	70220		70220					
諮 問 委 員 会 琉 球 局	152839		152839		152839					
宮 古 地 方 庁	159656		159656		159656					
八 重 山 地 方 庁	160609		160609		160609					
予 備 費	140000	70000	70000		70000					
計	145629520	38894950	93967000	29223473	64743528	10281344	3978695	1617366	4685283	2486225
構 成 比	100%	26.71%	16.452%			7.06%				1.71%

(表40)

日本国政府对琉球諸島援助金

(単位 千円)

項 目 番 号	項 目	金 額			事 業 要 目
		昭和44会計年度 計 画 分	昭和45会計年度 計 画 分	総 額	
(1)	土 地 改 良	88627	37984	126611	羽地村西部外4カ所の土地改良及び草地改良事業
(2)	農 業 施 設 整 備	63000	27000	90000	農道建設 30000m
(3)	道 路 整 備	162488	69638	232126	本部半島線, 久米島一周線, 西表島白浜~南風見線整備
(4)	港 湾 漁 港 整 備	764074	626307	1390381	那覇新港, 平良港及び泊漁港外4漁港整備
(5)	森 林 開 発	58924	25253	84177	造林1215ha 林道12963mの整備
(6)	治 山 治 水	35842	15361	51203	恩納川外3河川に砂防ダム建設及び羽地村源河川外1河川修
(7)	護 岸 施 設 整 備	21940	9403	31343	与那原町中島与那原1地区の海岸護岸整備
(8)	資 源 開 発	17820	0	17820	ボ-リング機械一式購入補助
(9)	空 港 整 備	160000	200000	360000	那覇民間国際空港施設の整備拡充2年次分
(10)	都 市 計 画	31309	31310	62619	那覇市安謝埋立地~泊水産高枝間の街路整備
(11)	土 地 調 査	56000	24000	80000	勝連村他5カ所のC~F工程調査及び恩納村他4カ所のG, H工程調査
(13)	精 神 衛 生 対 策	280022	93341	373363	精神障害者の措置入院費及び政府立精神病院における医薬品購入
(14)-A	結 核 検 診 強 化	1415	0	1415	検診用器材購入
(15)-A	結 核 患 者 等 本 土 収 容	336795	107416	444211	本土収容患者の医療費, 患者給与金, 後保護施設入所委託費及び患者渡航費等
(16)-A	原 爆 被 爆 者 対 策	5174	2218	7392	健康診断, 医療, 医療手当, 患者渡航費等
(17)-A	ハ ン セ ン 氏 病 対 策	7520	0	7520	医薬品, 回復者更生資金助成費
(18)	那 覇 病 院 整 備	414460	366548	781008	那覇病院を琉球大学保健学部の実習病院を兼ねた総合病院に改築(3カ年計画の2年次分)
(19)-A	身 体 障 害 者 福 祉 対 策	3998	1713	5711	重度障害者収容施設建設及び初度備品購入
(20)	生 活 保 護	741249	247088	988332	生活扶助, 住宅扶助等の各種扶助費
(21)-1	児 童 保 護 措 置	148028	49342	197370	要保護, 保育児童, 精神薄弱児, 身体不自由児の各種収容又は通園施設における保護及び里親への委託
(21)-2	児 童 育 成 医 療	4101	0	4101	心疾患児童の本土医療機関への収容治療
(21)-3	児 童 福 祉 施 設 整 備	51287	21959	73196	保育所10カ所の建設及び精神薄弱児通園施設の建設
(21)-4	児 童 手 当	53236	17746	70982	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の給付

項 目 番 号	項 目	金 額		事 業 要 目	
		昭和44会計年度 計 面 分	昭和45会計年度 計 面 分		総 額
(22)	老人福祉施設整備	47098	20187	67285	八重山厚生園増改築、宮古厚生園増築及び沖縄厚生園増築
(23)	公務員退職年金	35000	15000	50000	国家的業務従事者を対象とした国庫負担分に相当する琉球政府負担分の原資
(24)	国民年金	585,642	262,714	848,356	老齢、母子及び障害福祉年金の給付及び拠出制国民年金の保険料納付に見合う国庫負担に相当する琉球政府の負担
(25)	清掃施設	38500	16500	55000	コザ市のゴミ処理施設設置
(26)	公営住宅	131,744	56,463	188,207	公営住宅建設(275戸)
(27)	農山漁村電気導入	15,922	6,824	22,746	南大東村外6地区の不完全点灯地域の発電機購入
(28)	軍雇用関係離職者対策	37,500	12,500	50,000	軍雇用離職者就職促進手当、職業訓練手当等6種目の手当
(29)	失業保険	39,882	13,295	53,177	失業保険金の給付
(30)	義務教育諸学校教職員給	332,561	774,321	4,099,932	1969年7月より1970年6月までの公立義務教育諸学校教職員給与
(31)	義務教育諸学校教科書無償給与	48,438	161,261	209,699	1969学年度小、中学校及び盲学校の教科書並びに1970年度前期用小学校、盲学校及び1970学年度全期用中学校の教科書の無償給与
(32)-1	公立小中学校校舎等	580,800	248,914	829,714	公立小中学校の特別教室、管理室、へき地教員住宅の建設
(32)-2	公立小中学校体育施設	238,472	102,202	340,674	屋内運動場及び水泳プールの建設
(32)-3	特殊学校施設	38,655	16,567	55,222	政府立特殊学校の普通教室、特別教室の建設
(33)	農業教育施設整備	23,661	10,141	33,802	八重山農林高等学校の実験学習室等の整備
(34)	学校備品	183,411	0	183,411	一般教科備品(公立小・中学校、政府立特殊学校)、理科備品(公立小・中学校、政府立高等学校、特殊学校)及び視聴覚備品(政府立高等学校)の購入
(35)-1	琉球大学保健学部整備	108,738	64,472	173,210	保健学部校舎及び保健学部学生宿舎の建設並びに図書館図書及び教室用備品の整備
(35)-2	琉球大学既設学部整備	28,800	0	28,800	既設学部学術研究用設備整備及び図書館図書整備
(37)	育英奨学事業	75,000	0	75,000	高校生及び大学生に対する特別奨学資金の貸与
(38)	準要保護児童学用品贈与	36,551	0	36,551	準要保護家庭の児童生徒に対する学用品贈与
(39)	私立学校助成	8,000	0	8,000	沖縄私立学校振興会に対する出資
(40)	幼稚園施設整備	9,777	5,791	15,568	モデル幼稚園の建設
(41)	視聴覚ライブラリー	2,600	0	2,600	視聴覚教材の整備
(42)	体育館建設	171,113	171,113	342,226	総合体育館の建設
(43)	文化財保存	4,800	0	4,800	埋蔵文化財の発掘調査
(44)	特殊学校就学奨励	9,600	0	9,600	特殊学校児童生徒に対し、教科用図書等を購入
(45)	中央公民館建設	5,000	5,000	10,000	中央公民館の建設
(46)	青年の家建設	7,500	7,500	15,000	青年の家の建設
(48)	家畜改良増殖	101,696	1,750	103,446	種畜購入及び肉牛繁殖育成センター建設

項 目 番 号	項 目	金 額			事 業 要 目
		昭和44会計年度 計 画 分	昭和45会計年度 計 画 分	総 額	
(49)	沖縄経済開発研究	27000	0	27000	「沖縄経済開発研究所」に対する出捐
(50)	農業構造改善	18228	12500	25728	土地基盤整備事業及び農業構造改善計画樹立推進
(51)	西表青年訓練センター	14862	14863	29725	西表青年訓練センターの建設及び備品の購入
(52)	中小企業会館建設	12500	12500	25000	中小企業会館の建設
(53)	水産研究所	5400	0	5400	八重山模範養殖場の種苗養成池構築
(54)	臨時糖業振興助成	430000	0	430000	沖縄糖業の合理化及び振興のための臨時措置費
(55)	市町村財政充実	900000	900000	1,800,000	市町村行財政水準向上を図るための市町村交付税の増額
(56)-1-A	一般技術援助	28477	0	28477	琉球政府職員等の本土派遣研修
(56)-3-A	教育文化研修	23902	0	23902	教員の本土研修並びに青年及び婦人の本土教育研究
(57)	農漁業融通資金	150000	90000	240000	農林漁業中央金庫への出資
(58)	中小企業融通資金	100000	100000	200000	大衆金融公庫への出資
(59)	産業開発融通資金	180000	180000	360000	産業開発資金融通特別会計への繰入れ
(60)	移住振興	1419	0	1419	啓蒙指導, 現地調査, 移住家族協会活動補助
(61)-2	気象観測設備整備	105832	45357	151189	マイクロウェーブ専用線借上, 気象観測用備品及び施設の整備
(62)	灯台改修及び新設	20376	20376	40752	与那国島西崎灯台の改修及び与那国島東崎灯台外2灯台の新設
(63)	警察通信施設等整備	38217	26226	64443	超短波無線中継局新設, 警察通信庁舎建設, 車輛, その他資器材の購入
(64)	警察学校改築	49000	21000	70000	警察学校移転改築(2カ年計画の2年次分)
(65)	救難艇建設	100000	100000	200000	救難艇(350トン型)の建設
(66)	特別少年院建設	24464	24464	48928	特別少年院(25人収容)施設及び職員宿舎等の建設
(67)	検疫艇建設	5000	5000	10000	検疫艇(14トン)の建造
(68)	ユースホテル建設	7000	3000	10000	ユースホテル(100人収容)の建設
(69)	航空乗務員養成	3521	2587	6108	地元の航空乗務員の委託養成
(70)	台風災害復旧	75295	0	75295	昭和43年9月の第16号台風により被害を受けた文教, 厚生施設等の復旧
	合 計	1,160,8263	535,0010	1,695,8273	

区分	本土	沖縄
所得税	309%	253%
法人税	302	135
その他	389%	1621
計	100%	100%
直接税	627%	423%

(表41) 琉球政府の国税の実態 (千ドル)

区分	1965		1970	
	税額	税額	%	伸び(70/65)
所得税	1262.54	2020.25	253	160
源泉	978.35	1434.24	179	147
申告	289.19	586.01	73	208
法人税	646.83	1081.02	135	167
自動車税	85.35	274.15	34	321
釧区税	0	63	-	-
(直接)小計	1994.72	3376.05	423	169
酒税	364.57	610.28	76	167
酒類消費税	135.28	303.23	38	224
煙草消費税	200.75	389.55	49	194
葉煙草輸入税	72.09	87.56	11	122
通行税	235.16	232.6	0.8	0.9
娯楽税 ^入	29.32	65.82	0.8	225
遊興飲食税	42.89	111.93	1.4	261
物品税	463.32	1615.46	202	349
嗜好飲料税	71.60	190.68	2.4	266
砂糖消費税	107.83	191.40	2.4	178
石油税 ^揮	0	1014.59	127	-
とん税	4.20	5.04	-	-
特別とん税	0	4.13	-	-
(間接)小計	1727.00	4612.93	577	267
計	3721.72	7988.98	1000	215

※ いずれも実績(70年見込)

(二)

琉球政府の国税について

沖縄の国税は、本土のそれとちがうしく異っている。その体系と実態をみると表(8)の如くである。これをみてもわかるように、所得税と法人税をあわせても、全体の三九%たらずである。本土では六一%を占めていて、直接税が六三%となっているのも特色である。また、本土では、物品税が四・九%であるのに、沖縄では、二〇・二%と三倍になっているのも特色である。問題の所得税をみると課税最低限が標準世帯で、本土よ

(表42)

所得税の対比 (45年度, 71年度)

種 別	本土 A	沖縄 B	A - B	
人的控除	基礎控除	17万7500円	16万9200円	8300円
	配偶者控除	17万7500円	16万9200円	8300円
	扶養控除	11万5000円	9万7200円	17800円
	給与所得(定額分)控除	10万円	9万7200円	2800円
課税最低限(標準5人世帯)	1,001,650円	799,488円	202,162円	
※本土での地方税の課税最低限は		729,071円		

り約二〇万円ほど低いので、この点では減税となる。しかし、地方税の項で説明したように、年収九〇万円までは、住民税の引上げで全体として増税になるわけである。加えて保護関税的な現行物品税は、本土法になると、地場産業(ビール、ミノ、油、ベニヤ板など)はかためつものとなる。ショッピング観光がだめになり、業者、観光が衰退するのではないか。また酒、たばこの免許制度が大きく相異しているため、本土法そのままになると、相当の企業の倒産が見込まれる。この特別の政策が必要であろう。

以下各税目についての点検をすすめる必要がある。

〔附属資料〕

1、市町村の行政水準特に公共施設整備水準の概況（1969年12月）

琉球政府地方課

沖縄の市町村行政は、本土市町村のそれと大きな差がある。それは政府と市町村との事務配分（生活保護行政、小中学校の校舎建築はすべて政府の負担となっている。）にもよるが、やるべき事務に対して財源が十分でないために、行政水準が低いものである。したがって、職員数も本土が人口1,000人当たり8人程度に対し、沖縄は5.17人である。主な行政を概観すると次のとおりである。

- 1 消防車の保有状況は本土の基準より低く基準（整備目標）を設定してあるが、列表のとおり老朽車を含めてもまだ55%程度である。
- 2 道路については、沖縄は鉄道がないためすべて道路交通にたよっている状況であるが、本土類似5県（島根、徳島、高知、佐賀、宮崎）に対して改良済延長で41%、舗装済延長で48%の状況である。
- 3 幼稚園については、本土は新得水準が高いため、私立幼稚園も多いが、沖縄では14園で園児数1,632人であり、公立幼稚園についても設置団体28団体、園児数1,333人で、公立、私立の合計で就園率は約50%（本土は43年度末で61.0%で、46年度末までに71.0%に引き上げる計画である）である。
- 4 小中学の体育館は、小学校は237校のうち7校、中学校は151校のうち9校しかない状況である。
- 5 保育所については、厚生省の全国調査による推計値で沖縄の保育にける児童数を推計すると約17,000人となるが、沖縄における保育所は、公立38カ所で定員2,466人、私立20カ所で定員1,153人、合計58カ所で定員3,619人となっていて、保育所に入所してない要保育児童は1,381人となっている。
- 6 その他公立の施設では、公民館が1カ所しかないため、社会教育は各部落の自治会館を利用して行なっている状況であり、図書館、公会堂等は皆無の状況である。

沖縄の市町村の財政規模

事 項	年 度			備 考
	昭和42年度 1968年度決算	昭和43年度（推計） 1969年度決算見込	昭和44年度（推計） 1970年度	
本土類似団体財政規模	62,197,000	73,082,000	86,602,000	昭和42年度は、類似団体別市町村財政指数表より算出し、43年度44年度は本土の地方財政計画の増加率で推計した。 生活保護費4.7%+校舎建築費13.1%≒18%を見込んだ。
機能差 (%)	82	82	82	
機能差修正後の規模	51,002,000	59,927,000	71,014,000	
達成率 (%)	64.5	70.0	77	
沖縄の市町村の財政規模	32,880,583	41,919,000	54,703,000	
一般財源の割合 (%)	57.1	55.2	53.3	
一般財源の額	18,762,705	23,122,417	29,169,987	
(1) 市町村税	8,014,874	8,630,000	10,404,900	
(2) 譲与税	-	-	4,1300	
(3) 交付税	10,747,831	14,492,417	18,723,787	国庫支出金を1969年度2,777,778ドル、1970年度5,000,000ドル含む。

消防車の保有状況

A 基準	1969年度末保有台数			1970年度E 予算計上	F 合計 (D+E)	G 不足台数 (A-F)	F A × 100
	B 台数	C 老朽車	D 計 (B+C)				
242	5790	6345	12135	11	13235	10965	547

- 注 1. 基準は沖縄の整備目標
 2. 小型動力車は0.85台と換算
 3. 上記のほかにはしご車が1台あり、化学消防車はない。

公立幼稚園の状況(1969年5月1日 学校基本調査より)

設置団体数	28	設置団体の割合	$28 \div 59 = 47.5\%$	
園数	93	設置1団体当り	$93 \div 28 = 3.3$	
園児数	13331人	設置1団体当り	$13331 \div 28 = 476人$	1園当り $13331 \div 93 = 143人$
		職員1人当り	$13331 \div 349 = 38.2$	全市町村平均 $13331 \div 59 = 226$
職員数=教員	349人			

体育館

小学校	7館
中学校	9館

保育所

1. 実態 婦人の就労により保育にかかる児童が増えているが、その実態については把握していない。しかし厚生省の全国調査による推計値により沖縄における保育にかかる児童数は約17000人と推計しているがこれに対して保育所の設置状況は次のとおりであり保育所の絶対数が不足している現状である。

地区別	人口	学齢前 児童数	要保育児数	公立保育所 設置数	定員	私立保育所 設置数	定員	合計設置数	合計定員	保育所に入所 していない要 保育児数
南部	385426	50542	6338	15	1110	8	590	24	2700	3638
中部	294720	45718	5733	14	820	5	215	19	1035	4698
北部	126695	21313	2673	6	310	3	138	9	448	2225
宮古	69825	12570	1576	2	110	2	120	4	240	1336
八重山	52012	8865	1111	1	116	2	90	3	260	851
計	934176	139008	17432	38	2466	20	1158	58	3619	13313

※ 1969年度末現在

※ 人口学齢前人口は65年の国勢調査による

※ 要保育児数、学齢前児童数の2.14%が保育に欠ける児童でそのうち保育所に入所の必要のあるもの5.86%として推計

※ 設置状況 公立38の中には今年度建設中のものを含む。私立20の中に保育園1カ所 30人含む

2 設置計画

	1969年度まで	1970	1971	1972	1973	1974	1975	計
公立	38(2,466)	10(600)	15(900)	15(900)	15(900)	15(900)	15(900)	123(7,566)
私立	20(1,153)							20(1,153)
計	58(3,619)	10(600)	15(900)	15(900)	15(900)	15(900)	15(900)	143(8,719)

市町村道の整備状況

県名	面積 (A)	人口 (B)	自動車台数 (C) 千台	道路実延長			改良済延長			舗装済延長				
				延長 (D)	$\frac{D}{A}$	$\frac{D}{B} \times 1000$	延長 (E)	$\frac{E}{A}$	$\frac{E}{B} \times 1000$	延長 (F)	$\frac{F}{A}$	$\frac{F}{B} \times 1000$	$\frac{F}{C} \times 1000$	
全 国	369,776.83 Km ²	98,274,961	7,688	84,332.97 Km	2.281	858.1	11,232.77 Km	0.304	1.143	1,461.1	5,382.59 Km	0.146	0.548	7,001 Km
島根	6,625.73	821,620	36	15,617.7	2.357	1,901	8,408	0.127	10.23	2,335.6	2,648	0.040	0.322	7,356
徳島	4,143.37	815,115	46	10,549.1	2.546	1,294.2	5,168	0.125	0.634	1,123.5	2,312	0.056	0.284	5,026
高知	7,105.22	812,714	49	9,613.8	1.353	1,182.9	3,313	0.047	0.408	676.1	3,949	0.056	0.486	8,059
佐賀	2,406.17	871,885	47	6,339.1	2.635	727.1	950.8	0.395	1.091	2,023.0	1,703	0.071	0.195	3,623
宮崎	7,732.62	1,080,692	63	11,447.5	1.480	1,059.3	2,337.1	0.302	2.163	3,709.7	3,936	0.051	0.364	6,248
類似県計	28,013.10	44,020,266	241	53,567.2	1.912	1,216.9	4,976.8	0.178	1.131	2,065.1	14,548	0.052	0.331	6,037
類似県平均	5,602.62	8,804,055	48	10,713.4	1.912	1,216.9	995.4	0.178	1.131	2,065.1	2,910	0.052	0.331	6,037
沖縄	2,390.04	934,176	63	2,214.3	0.927	237.0	408.3	0.171	0.437	648.1	1,397	0.059	0.150	2,218
類似県に対する 沖縄の割合				2.07%	4.85%	1.95%	4.10%	9.61%	3.86%	3.14%	4.86%	11.35%	4.53%	3.67%

- 注 1 本土の面積は国土地理院の公表した昭和40年10月1日現在の面積で、昭和42年3月31日現在の行政区画で区分したものである。
- 2 沖縄の面積は昭和14年沖縄県統計書による面積に市町村自治法(1953年立法第1号)施行後、市町村の区域に編入された面積を含む。
- 3 本土の人口は昭和42年3月31日現在の行政区画における昭和40年の国調に基づく人口
- 4 沖縄の人口は1965年国調
- 5 その他の本土の資料は1968年道路統計年報よりとる(内容 昭和43年3月31日現在)、自動車台数には小型2輪車、軽自動車を除く
- 6 沖縄の道路資料は1968年6月30日現在で建設局の資料
- 7 沖縄の自動車台数は1968年6月30日現在で通産局調(小型2輪、軽自動車を除く)

2、一体化三ヶ年計画大綱に対する意見

日本政府沖縄事務所
昭和四年八月

「本土、沖縄一体化三ヶ年計画大綱」については、琉球政府の意見をも参考としつつ、当事務所及び諮問委員会日本政府代表部において協同で検討をすすめてきたが、とりあえず、制度面における一体化について意見をとりまとめたもので、報告する。公共施設等の整備については、先に述べた総合的意見の方針の通り、琉球政府で資料を作成中であるので、それを入手次第当事務所の意見をそえて進捗することとしたい。

一、施政権返還後に措置するもの

1、施政権返還後若干の期間を限り本土の制度の特例を設けるべきもの

- (1) 国費自費留学制度を復帰後、若干の期間存続し定数を漸次減少する。(琉政から要望あり。)
- (2) 保健所業務として復帰後も診療業務を継続する。(琉政からも要望あり。)
- (3) 本土法上は資格のない医師、歯科医師の免許について特例を設け医介輔、歯科介輔による軽易な医療行為を暫定的に認める。(琉政からも要望あり。)
- (4) 自動車損害賠償制度について本土の制度にはない物損賠償制度を存続する。(琉政からも要望あり。)
- (5) 沖縄の経済的混乱をさけるため、物品税、消費税その他最小限の税制の特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
- (6) 急激な米価の引上げ及び米の供給体制の混乱をさけるため、本土の食糧管理法のうち特定の規定の適用を暫定的に延期する。(琉政からも要望あり。)
- (7) 砂糖消費税の適用につき特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
- (8) 農地法について買取権限、権利移転制限、転用制限等の規定の暫定的適用延期の特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
- (9) 農業災害補償制度の対象として、きび及びパイシを加える等の特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)

(10) 法曹資格につき暫定的な特例措置を設ける。(琉政から要望あり。)
(11) 結核予防法における指定医療機関として、沖縄の民間診療所を適用除外すること及び予防接種の対象からBCCGの実施を除外する等の特例措置を講ずる。(琉政からも要望あり。)

2. 行政の性質上、施政権返還時に(時まで)本土との格差是正が完了しなくても施政権返還に特段の支障のないものを例示すれば次のとおりである。

- (1) 後期中等教育の拡充整備(琉政からも要望あり。)
- (2) 大学教育の充実()
- (3) 社会教育の充実()
- (4) 私学の振興()
- (5) 体育スポーツの振興
- (6) 青少年対策
- (7) 消費者行政
- (8) その他助長、振興行政

二、施政権返還時に措置するもの

1. 本土との制度の相違はあるが、施政権返還まではそのままにして施政権返還時に本土法令の適用により措置すべきもの(教育)

- (1) 市町村教育区を廃止し、市町村教育委員会制度に関する本土法を全面適用する。(琉政も返還時を希望)
- (2) 教育公務員に関する身分取扱い及び共済に関する制度につき本土法を全面適用する。()
- (3) 私立学校教職員共済制度を適用する。(本土組合と直結を希望)

(社会福祉)

- (4) 生活保護事務を市へ移譲し、生活保護その他を担当させる。
- (5) 母子保健制度を適用する。(七〇年度立法勧告、七一年度法施行)



- (6) 婦人保護制度を導入する。(、七二年度婦人相談所開設)
- (7) 優生保護法を適用し、優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節の指導を行なう。

(産業経済)

- (8) 漁業関係法を適用する。
- (9) 漁業調整委員会制度を導入する。
- (10) 林業普及関係法令の適用により林業を振興する。
- (11) 水産改良普及関係法により漁業を振興する。
- (12) 指定漁業、遠洋漁業の規制及び許認可を適用する。
- (13) 飲業法を適用する。
- (14) 土地建物業法を適用する。
- (15) 砂防法を適用する。

(労働)

- (16) 労使関係制度につき、労働関係調整法を適用する。
- (17) 労働条件に係る制度を適用する。
- (18) 最低賃金制を適用する。
- (19) 中小企業退職共済制度を適用する。
- (20) 地方公営企業労働関係法を適用する。
- (21) 身体障害者雇用制度を適用する。

(運輸、郵政)

- (22) 航空関係法規を適用する。
- (23) 内航海運業法を適用する。(琉政からも要望あり。)
- (24) 船主責任相互保険制度を導入する。(琉政も返還時を希望)

- (25) 自動車登録、自動車安全検査、抵当制度を適用する。(琉球も返還時を希望)
 - (26) 積立郵便貯金制度、定期郵便貯金制度、定額小為替貯金制度、郵便振替制度を導入実施する。
 - (27) 郵便速達制度を導入する。
 - (28) 超短波放送の使用周波数と技術方式を調整、決定する。
 - (29) 簡易生命保険制度を導入する。
2. 施政権返還時に経過措置を必要とするものはおそ次のとおりである。

- ◎(1) 地方公共団体の設置、廃止
 - ナ 沖縄県の設置
 - イ 市町村の設置
 - ウ 教育区の消滅

- (2) 選挙により選ばれる公務員の地位
 - ア 国会議員(国政参加による代議員)
 - イ 県知事及び県議会議員(主席、立法院議員)
 - ウ 市町村長及び市町村議会
 - エ 中央、区、市町村議員教育委員(任命制(切替え))
- (3) 琉球政府の行なった行政行為の効力
 - ア 許可等の効力
 - イ 認可の効力(例、外資導入の認可)
 - ウ その他の行政処分(例、資格免許、登記、登録)

- (4) 裁判所の行なった判決、行刑の効力
 - ア 民事訴訟(訴訟行為、裁判処分その他の手続上の行為)
 - イ 刑事訴訟(判決、行刑の効力)

ウ 行政訴訟

- ◎(5) 議員の身分の引継ぎ
 - ア 国政事務に従事する職員
 - イ 県政事務に従事する職員
 - ウ 市町村事務に従事する。

- (6) 通貨切替に伴う措置
 - エ 人員削減に伴う措置(退職手当法、失業保険法の適用)

- ア 交換比率、交換期間
- イ 交換事務取扱機関
- ウ 債権債務の切替
- エ 資本金、株式の額面額、出資口数等

- (7) 国県有財産の引継ぎ
 - ア 米国の管理する旧国県有財産を夫々日本政府及び沖縄県が引継ぐ
 - イ 米国の管理権の行使として行なわれた譲渡、賃貸、その他の処分の効力
 - ウ 管理の費用の負担及び果実の帰属
 - エ 基地に使用している旧国県有財産に関する措置
 - オ 検討すべき布告等

- (A) 財産の管理(米国海軍軍政府布告第七号)
- (B) 軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償(米国民政府布告第二六号一九五三、一一、三)
- (C) 一九五〇年七月一日から一九五二年四月二七日に至るまで米軍政府によって使用された琉球人私有地の賃貸契約及び借地料支払いの履行権限(米国民政府布告第一〇五号一九五三、三、二三)

- (D) 土地収用の補償金支払手続（米軍民政府布令第一〇号一九五三、四、一〇）
 - (E) 軍用地内における不動産の使用に対する補償（米国民政府布令第二〇号一九五三、二、一九）
 - (F) 市町村非細分土地の登記について（米国民政府布令第一四六号一九五五、六、九）
 - (G) 米合衆国土地収用令（米国民政府布令第一六四号一九五七、二、二三）
 - (H) 土地の調査又は測量のための立入権限（米国民政府布令第一七一号一九五七、六、二五）
 - (I) 暫定借地権の取得（高等弁務官布令第一八号一九五九、一、一三）
 - (J) 琉球列島米国土裁判所の設置について（高等弁務官布令第一九号一九五九、一、二一）
 - (K) 米園が権利を保有又は取得する土地に関する登記について（民政府指令第三号一九五九、七、一四）
 - (L) 日本国県有森林地の管理について（高等弁務官指令第二号一九六二、四、一一）
- 3 布令布告等のうち基地維持に密接な関係があるので施政権返還までに地位協定との関連において検討すべきものは次のとおりである。（施行は返還時）（左記の表を参照されし）
- 三、施政権返還までに措置すべきもの
- 1 他の制度の基礎となる事項であるため、施政権返還までに措置すべきもの
 - ◎(1) 教育、民生、衛生等に関する琉球政府及び市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとし、併せて税源配分交付税率の引上げを行なう。（琉政からも市町村合併と併行して進める旨の意見あり）
 - ◎(2) 琉球政府の組織、予算、定員等を国県事務に応じて区分管理するとともに県政事務を執行する組織体制を都道府県の例に準じて再編するものとする。（琉政からも段階的再編の要ありとの意見あり）
 - ◎(3) 琉球政府及び市町村の行政制度を本土制度に準じて逐次整備し、行政水準の向上と財政運営の健全化を図る。
 - (4) 会計年度を本土の会計年度と同一にする。（各段の問題点を調整し、七二年四月から実施が適当との琉政の意見あり）
 - (5) 租税制度を本土制度に準じて逐次整備することとし、国県市町村間の税源配分が異なっているものは、本土制度に近づけ（県税は政府税に入れておく）ておく。
 - (6) 財務会計制度を本土制度と並一化する。（琉政からも行政組織の国県区分との関連で検討するとの意見あり）

- ◎(7) 本土政府の琉球政府に対する財政援助の方式を本土の国県、市町村間の財政制度に準じて逐次合理化する。
 - ◎(8) 人事交流と研修による行政能力の向上をはかる。
 - (9) 選挙法を改正し本土の公職選挙法と同一にする。
 - (10) 沖縄と本土の法令制度の一体化を促進し、米国施政の基本法の整理、布告布令等の民立法切替及び指令書簡等の検討を行なう機関として、法制審議会を設置する。
 - (11) 本土政府各省と琉球政府各局との連絡を密にし、沖縄県への移行に備えるため、各省が都道府県、市町村を沼集して行なり會議に琉球政府関係部局を参加させる。
 - (12) 警察制度を本土と並一化する。
 - ア 警察法の民立法化
 - イ 保安警察の運営改善
 - ウ 警察捜査体制の確立
 - エ 警察官の教養訓練
 - オ 警察関係法規の整備
 - (13) 民生委員制度を本土の例により創設する。（琉政七十一年度立法勅告、七十二年度法施行）
- 2 全国組織の一環であるものについては、全国組織への組入れを図ることが能率的である。
- ① 国政事務
- (1) 検察に関する事務
 - (2) 矯正に関する事務
 - (3) 戸籍、登記、訟務、人権擁護、行刑、保護観察その他法務に関する事務
 - (4) 国有財産の管理に関する事務
 - (5) 関税及びとん税の賦課徴収並びに輸出入貨物の取締に関する事務
 - (6) 国税の賦課徴収に関する事務

- (7) 検疫に関する事務
- (8) らい療養所に関する事務
- (9) 農林統計等指定統計に関する事務
- (10) 動、植物防疫に関する事務
- (11) 食糧の管理及び農産物の検査等に関する事務（食糧管理の特別措置との関連を検討）
- (12) 国有林野事業に関する事務
- (13) 海上保安に関する事務
- (14) 気象の観測に関する事務
- (15) 郵政及び電気通信に関する事務
- (16) 職業の安定に関する事務
- (17) 労働基準の監督に関する事務
- (18) 公安調査に関する事務
- (19) 行政監察に関する事務
- (20) 試験研究に関する事務（国の行なうべき試験研究に限る。）
- (21) 陸運、海運に関する事務

② 社会保険

- ア、国民年金
- イ、厚生年金
- ウ、公務員退職年金、公務員共済組合
- エ、失業保険、船員保険、労災保険
- オ、医療保険
- ④ 公社、公庫等

ア、米国民政府管轄公社琉球開発金融公社は、中小企業金融公庫へ吸収又は沖縄開発基金にきりかえそれまでの間は産業開発資金融通特別会計と一元化する。

琉球電力公社及び琉球水道公社については、二⑧(8)及び(9)参照。

イ、金融機関

- (ア) 大衆金融公庫は、現行業務の内容に応じて中小企業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫にそれぞれ分類吸収する。
- (イ) 農林漁業中央金庫は業務内容に応じて農林中金、農林漁業金融公庫への吸収もしくは県信連（農協）、県漁連（漁協）を設立して引継ぐ。
- ウ、その他

(ア) 琉球電々公社は日本電々公社に引継ぐ。

(イ) 沖縄放送協会はNHKの支局とする。

④ 全国組織への参加ないし支部化すべきその他の団体を例示すれば次のとおりである。

ア、教育関係団体

育英会、私学振興会、学校安全会、学校給食会、公立学校共済会、教育長会、学校長会、教育委員長会、PTA連合会その他の教育関係団体、婦人団体連合会

イ、社会福祉関係団体

遺族連合会、傷夷軍人会、外地引揚者協会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、盲人福祉会、身障者連合会、肢体不自由児協会、美容師連合会、理容師連盟、調理師協会、クリーニング組合連合会、赤十字社、退職公務員連盟

ウ、衛生関係団体

医師会、歯科医師会、精神衛生協会、療友会、栄養士会、看護協会、肺ガン協会、薬剤師会、公衆衛生協会

エ、農林漁業関係団体

農協中央会、農協連合会、土地改良事業団連合会、畜産会、林業協会、糖業振興会、分蜜糖工業会、かん蜜糖工業会、漁協連合会、遠洋鮪協会（日本鯨鮪漁協連）、水産協会、漁船保険組合、産業開発青年協議会

オ、労働関係
労働金庫、産業安全協会
カ、経済関係

商工会議所、青年商工会議所、琉球工業連合会、経営者協会、中小企業連合会、生産性本部、貿易協会、経済開発研究所、酒造組合連合会、建設産業協議会、設計管理協会、建築士会、木材貿易協会、建材協会、木工業協会、コンクリートブロック工業協会、観光協会、観光連盟、銀行協会

3. 基本的人権の保障の見地から施政権返還までに措置すべきもの

① 国民に均等な給付を行なうため施政権返還までに格差是正を図るべきもの

(1) 医療保険制度の整備

ア、被用者保険制度（現行医療保険法）を本土の被用者保険制度に準じて現物給付方式の採用、給付内容の改善を行なう。

（琉政において七〇年七月から移行予定で立法改正予定）

イ、地域保険制度を本土の国民健康保険制度に準じて創設し、逐次実施する。（琉政において七〇年度立法勸告、七一年度給付開始の予定）

(2) ヘき地医療対策の充実

ヘき地診療所の設置、巡回診療所制の確立、患者輸送機関の援助を実施する。

(3) 公的年金制度の実施厚生年金保険（琉政において七〇年度保険料徴収開始、七一年度給付開始予定）、拠出制国民年金制度（琉政において六十九年七月適用開始、七〇年四月保険料、七一年一月給付開始予定）を実施する。

○(4) 通算年金制度の創設

沖縄の厚生年金保険、国民年金、公務員退職年金、共済組合、公務員共済組合制度相互間の通算制度を創設し、引き続き本土、沖縄におけるこれらの年金制度相互間の通算制度を創設する。（七一年度琉政通算年金通則法制定公布予定）

(5) 生活保護基準を逐次本土並みの水準まで引上げる。（琉政計上では七〇年度本土四級地の二〇〇分の九〇、七一年度四級地の二〇〇分の一〇〇、七十二年度本土基準のとり相当級地を制定）

(6) 世帯更生資金貸付制度の充実

世帯更生資金貸付制度（福祉資金）を充実し、貸付条件を改善する。

(7) 社会福祉振興事業資金の充実

社会福祉事業振興資金を充実し、貸付条件の改善を図る。

(8) 失業保険、船員保険制度はすでに本土の制度に準じて整備されているが、相互間の期間通算を実施することを要する。（失業保険に関し、琉政では七十一年度法改正により期間通算実施予定）

(9) 軍雇離職者に対する特別措置制度を本土の制度に準じて充実する。

② 布令、布告等を廃止し、施政権返還までに琉球政府の自治権の拡大を図るべきもの

(1) (金融関係)

琉球銀行の設立（米国軍政府布令第一号）

銀行（高等弁務官布令第十号）

金融機関の会計検査施行の責任（米国民政府布令第八十七号）

銀行、銀行業務及び信用供与（高等弁務官布令第三十七号）

上記布令を廃止し、琉銀について米国民政府の保有する株式を民間に売却し、銀行法を民法法として制定する。

(2) (土地関係)

ア、土地所有権（米国民政府布告第八号）西大東島の土地所有権について（米国民政府布告第二十二号）を廃止し、土地の所有権の認定証明登記等は、土地台帳法、不動産登記法等によって行なう。

イ、干渉の管理について（高等弁務官布令第三十四号）

採掘権及び試掘権の管理（高等弁務官布令第十八号）を廃止し、これらの管理権を琉球政府に移管し、民法法の規制下に置く。

ウ、土地の埋立（米国民政府布令第一〇六号）を廃止し、埋立の許可権を琉球政府に移管し、米民政府の許可を要しないこととする。

- (3) (戸籍、登記関係)
 - 永住許可について(米国民政府指令第五号)、琉球列島への転籍(米国民政府指令第六号)、所有者不明土地の登記(米国民政府指令第一四一号)を廃止し、本土の戸籍法、登記法を適用する。
- (4) (税制関係)
 - 法人税(米国民政府指令第一一五号)、民法の税制の特例が認められている外国人に関する税制につき、これらを廃止し、民法を適用する。
- (5) (外国貿易、外資導入関係)
 - ア、琉球列島における外国貿易(高等弁務官布令第十二号)を廃止し、民法にきりかえる。
 - イ、琉球列島における外国人の投資(高等弁務官布令第十一号)を廃止し、民法の外資に関する立法(一九六八年立法第一五一号)に一元化するとともに許可方針を本土の外資導入方針に沿って運営させる。
- (6) (渡航管理、出入管理関係)
 - 琉球列島出入管理令(米国民政府布令第二二五号)、琉球列島商船出入管理令(米国民政府布令第一三一号)、(ただし、合衆国軍用船に関する規定を除く)を廃止し、民法法化してその管理権を琉球政府に移管する。又、琉球住民の渡航管理(米国民政府布令第一四六号)を廃止し、本土渡航を段階的に自由化する。
- (7) (琉球政府の組織等に関するもの)
 - 琉球政府の設立(米国民政府布令第十三号)、琉球政府章典(米国民政府布令第六八号)を廃止し、米国民政府の琉球政府に対する指揮監督権を抽象化
- (8) (その他)
 - 歯科衛生士法(米国民政府令第三二号)、合同石油審議会(高等弁務官布令第三十一号)、末梢石油製品(高等弁務官布令第三十五号)、電気事業法の改正(高等弁務官布令第四十八号)、琉球船舶規則(第五十七号)、基金募集の宝くじについて(第五十八号)、麻薬類の取締り(第五十九号)、英語センターの設立(米国民政府布令第十九号)を廃止し、民法法に切替える。

- (9) 左記の表に掲げた布告布令等についても、地位協定との関連についての日米の合意が成立した後可及的速かに合意の趣旨に従って改廃するものとする。
- 4 沖縄の経済振興のため本土制度との統一化を図るべきものは、次のとおりである。
- (1) 土地改良法を本土法に準じて改正し、放牧採草地を含めた土地改良長期計画を樹立する。
 - (2) 農業構造改善事業実施基準を整備する。
 - (3) 本土の開拓管農振興の諸制度に準じた措置を実施する。
 - (4) 畜産の改良増殖品種を決定し、種畜、素牛の生産機構を整備するとともに家畜登録事業に着手する。
 - (5) 輸出入検査制度及びその運営の簡素化を図る。
 - (6) 農業改良普及制度を本土に準じて整備充実する。(改良普及員、専門技術員の一体化を含む。)
 - (7) 肥料、農薬及び飼料の管理制度を統一化する。
 - (8) 植物防疫体制および病害虫発生予察体制を整備する。
 - (9) 畜産需給計画を本土の計画の一環として策定し、畜産技術の指導体制、飼料の供給体制、消費流通機構を整備する。
 - (10) 沖縄産品の規格を「日本農林規格」「日本農工業規格」と統一化する。
 - (11) 沖縄原産品の枠を拡大し、追加指定を行なう。
 - (12) 沖縄土産品についてその輸入をすべて自動承認制とし、関税を免除し、旅行者の携帯輸出品の金額制限の枠外とする等の自由化措置を行なう。
 - (13) 第三国輸出振興のため、輸出貿易手形制度、輸出為替資金貸付制度等を本土の輸出金融、輸出減税等の制度と同一の制度を創設し、TERRAの支所を設置する。
 - (14) 外国貿易管理制度を統一化するため、輸入許可品目、輸出品品目の本土との同一化、本土からの輸入制限品目の縮小、関税的物産税の本土関税との同一化を逐次実施し、外資導入方針を本土の方針と一体化する。
 - (15) 標準決済規制の弾力的運用により沖縄本土間に普通円取引を認める。
 - (16) 中小企業助成制度を本土に準じて整備する。

現行布令布告等	地位協定
(1) 琉球列島の管理に関する行政命令(行政命令第107号・1957.6.5) 第1節 第2節 第10節 第11節	第3条 第17条(第10項を除く) 第1-8条第9項, 第10項 第14条第8項 (関連する条項)なし
(2) 刑法並びに訴訟手続法典(米国民政府布令第144号 1955.3.16) 第1部, 第2部, 第2章, 第6章	第17条
(3) 琉球列島出入管理令(米国民政府布令第125号, 1954.2.11) 第4章 第10条	第5条, 第9条, 第14条 第3項(a) (b)
(4) 琉球列島における航空輸送(行政命令第11326号) 第3節	関連する条項なし
(5) 琉球列島における航空輸送(高等弁務官布令第62号 1967.3.22) 第2章 第1節	第5条第1, 2項 第6条
(6) 琉球列島商船出入管理令(米国民政府布令第131号 1954.3.11) 第1節	第5条
(7) 通信事業(米国民政府布令第128号, 1954. 2.19) 第1条	第6条, 第8条, 第21条
(8) 琉球電力公社の設立(米国民政府布令第129号 1954.2.26)	第7条
(9) 琉球水道公社の設立(高等弁務官布令第8号, 1958.9.4)	第7条

- (備考)
- その他本土の制度との相違が軽微であるものについてはそのままとし、施政権返還時に措置するものとする。
- (1) 特許制度を導入し、工業所有権が本土沖繩相互間で公正に保護されるよう措置する。
 - (2) 観光ホテル、旅行あつせん制度を本土制度に準じて整備する。
 - (3) 土地収用法、都市計画法を本土と統一化し、都市再開発の推進を図る。
 - (4) 道路法を本土と統一化するとともに道路整備緊急措置法を制定する。
 - (5) 長期雇傭計画を策定し、沖繩の雇傭政策と本土求人とを調整するとともに、職業訓練制度を本土に準じて整備充実し、技能検定制度を創設する。
 5. その他
 - (1) 精神薄弱者福祉制度を本土に準じて創設整備する。
 - (2) 消防、防災制度を統一化する。
 - ア、消防学校の設置
 - イ、市町村消防体制の整備
 - ウ、消防団員災害補償制度の統一化
 - (3) 公害対策(基地公害、その他)関係制度を本土制度に準じて整備する。
 - (4) 外国における沖繩船舶保護体制を確立する。
 - (5) 海難救助体制を確立する。
 - (6) 水先制度について本土と沖繩の相互間で本土船舶と沖繩船舶を同一扱いとする。
 - (7) 小学校に引き続き、中学校、高等学校の学習指導要領の改訂を行なう。
 - (8) 高校の増設整備と職業高校の再編を行なう。(産業技術学校の高枝化構想を含む。)
 - (9) 復帰後国立大学を設置するため琉大の組織、構成の再編をはかる。

現行布令布告等	地位協定
(10) 個人所有に係る自動車の公道通行税支払(米国民政府布令第126号, 1954.2.15)	第10条, 第13条 第3項 第14条 第6項
(11) 琉球所得税(米国民政府布令第114号, 1953.7.21) 第1条, 第2条a項c項 第3条	第13条, 第14条6項, 7項
(12) 琉球民警察官の逮捕権(米国民政府布令第87号, 1952.2.23)	第17条, 第5(a)(b) 第6条 (a), 10項
(13) 琉球人の講和前補償請求の支払いについて(高等弁務官布令第60号, 1967.1.10)	第18条第5 6 7 8項
(14) 琉球列島における外国貿易(高等弁務官布令第12号, 1958.9.12)	第19条, 第14条第3項(e)
(15) 通貨(高等弁務官布令第14号, 1958.9.15)	第20条, 第14条, 第3項(f)
(16) 琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令(米国民政府布令第116号, 1953.8.18) 第12条 13条	第12条第4 5 6 7項 第14条 第3項(h)
(17) 公道附近の建設工事(米国民政府布令第117号, 1954.8.25)	(関連する条項)なし
(18) 禁止される又は許可を必要とする示威行進及び集団行列並びに罰則(米国民政府布令第132号, 1954.4.27)	(関連条項)なし
(19) 施設及び地域の収用手続 米合衆国土地収用令 (布令164号)	(国有財産) 国有財産管理法 (国有財産) 土地等使用米軍特別措置法
(20) 土地使用料 ○軍用地域内における不動産の使用に対する補償(米国民政府布令第26号, 1953.12.5) ○土地収用の補償金支払手続(米国民政府布令第110号, 1953.4.10) ○軍用地内における不動産の使用に対する補償(米国民政府布令第120号, 1953.12.9)	